The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報 94号
2017年6月

名誉代表　岡本三夫　　世話人代表　藤井純子
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL：070-5052-6580　　FAX：082-283-7789（佐々木孝）
E-mail：fujii@jca.apc.org（藤井）URL：http://9-hiroshima.org/
郵便振替 01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円

ストップ９条改憲！ あなたも平和のスポンサーに!!

8.6新聞意見広告にご参加ください

昨年 8.6 新聞意見広告デジタル版イラスト

８月６日の前に　先日、岸田外相の広島事務所を訪ね、核兵器禁止条約交渉会議不参加の理由を聞いた。広島の秘書は「核兵器国は出席せず、非核兵器国の対立を深め、逆効果だ」と政権そのままに答えだった。リベラルと知られる宏池会で広島一区選出の衆院議員である岸田外相は、閣僚としてアベ首相に両者を取り持つよう提言してほしい。核廃絶のために核兵器禁止条約が最も近道であることを訴えていこう。（P4 ～ 5）また、フク１原発事故による甲状腺ガンが多発している。政府は直視せず無策だ。民間でのサポートが始まった。（P6~7）　ヒロシマ市民として支援をしていきたい。

米軍と自衛隊の一体化が進む　５月早々、戦争法の新任務初実施と大きく報道された。ヘリ空母「いずも」と呉海自所属の護衛艦「さざなみ」の米補給艦防護だが、安全な太平洋側でなぜ？

３ 月から行われた米韓合同軍事演習で、北朝鮮共和国を威嚇した空母を随伴するなど日本海側や南シナ海で米軍と危険な作戦行動が行った。脅威から守るためというが、かつてない規模の訓練を行うアベ政権こそ東アジアの火種だ。沖縄に続き、岩国・呉基地拡張強化し、私たちを再び加害者にさせるな。話し合う場を作ることが日本政府の役割だ。

再び九条の会の出番　アベ首相は５月３日、自民党総裁の名で９条３項自衛隊明記と言い放った。災害時の活動から自衛隊を評価する人は多く、改憲への近道だという考えか。しかし、軍隊を持たない９条２項を消し去るのが狙いだ、と多くの人が気づいている。これまでも、押し付け憲法論、96 条や緊急事態条項などの改憲論を、学者や市民の声で論破してきた。表現、言論、結社などの自由を奪う共謀罪が強行採決されたとしても、使わせないと声をあげ、するべき主張を続けよう。市民も学習し、狙いを打ち破り、世論を高めよう。「九条の会」の出番だ。（藤井純子）

みんなで作る意見広告　メッセージ募集中

メッセージは31字以内　締め切り　6月末
振り替え用紙のメッセージ欄に書いてお寄せください。

申込方法　まわりの方々に呼びかけてご参加ください！

- ◆ 賛同金　個人１口 1,000円　　団体１口 5,000円（応相談）
- ◆ 申し込み方法　意見広告チラシの振替用紙をご利用ください。
  7月15日までに振り込まれるか
  7月21日までに直接お渡しくださると
  8.6の意見広告にお名前が掲載できます。
  郵便振替：01390－5－53097　「第九条の会ヒロシマ」
- ◆ お名前掲載（可・不可）　ペンネーム、ニックネーム歓迎。匿名可。
- ◆ ８・６新聞意見広告紙面コピー送付（要・不要）
  （会員さんには９月中に会報とともに送付します）

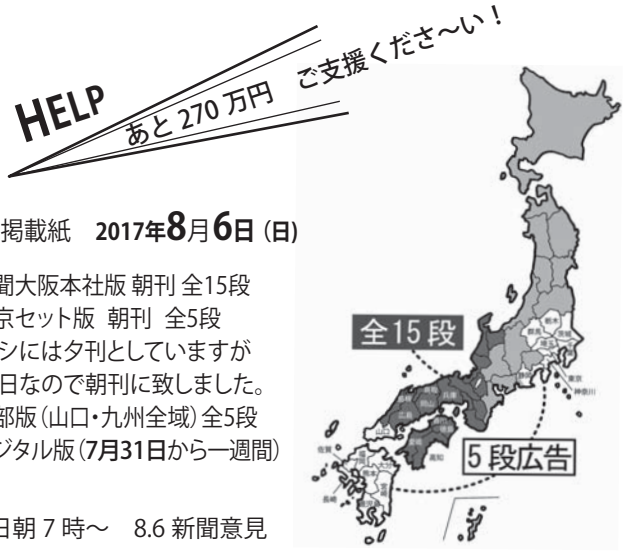

掲載日・掲載紙　**2017年8月6日（日）**

- 朝日新聞大阪本社版 朝刊 全15段
- 朝日東京セット版　朝刊　全5段
  チラシには夕刊としていますが
  日曜日なので朝刊に致しました。
- 朝日西部版（山口・九州全域）全5段
- 朝日デジタル版（**7月31日**から一週間）

８月６日朝７時～　8.6 新聞意見広告カラーコピーを原爆ドーム電車通り付近で配布します。
どうぞご参加ください

主催　第九条の会ヒロシマ
協賛　広島県９条の会ネットワーク

会報94号　　もくじ

1　8.6新聞意見広告のお願い …… 藤井純子
2　広島総がかり運動が作りだすもの …… 石口俊一
4　核廃絶のため核兵器禁止条約の実現を! …… 森瀧春子
6　福島県における甲状腺がんの多発　–現状の直視を …… 崎山比早子
8　呉市教育の「森友学園化」を食い止める! …… 山川　滋
10　「女房現地調達」黒田発言に抗議する …… 土井桂子
12　６月議会で岩国市長「空母艦載機受入れ」を決定か? …… 田村順玄
14　ヘリ空母呉配備、「いずも」「さざなみ」の米艦防護に抗議　西岡由紀夫
16　沖縄と私 …… 多賀俊介
18　5.3憲法集会「清水雅彦」講演録　（佐々木・岡本珠代）
22　呼びかけ人からのメッセージ …… 筆録：島村眞知子
　写真行動報告 …… 沢田　正
23　活動報告　　24　お知らせ　　後記

広島総がかり運動が作りだすもの

石口俊一（広島県九条の会ネットワーク事務局長
ストップ！戦争法ヒロシマ実行委員会共同代表）

最近の憲法に関わるエピソード

はじめに、最近の憲法に関わるエピソードを幾つか話します。3 月 18 日に保釈された沖縄の山城博治さんは、逮捕・勾留され自由を奪われていました。憲法 34 条は違法な拘禁を禁じていますが、罪証隠滅の恐れありという理由で司法のチェック機能がストップした状況でした。罪障隠滅の恐れなどない不当な勾留を続けていること自体が憲法 34 条違反だと書くだけの状況があるのに、本土の新聞はほとんど記事にしませんでした。マスコミがことの真実を知らせる役割を果たしていない現状です。

一方で、評価できることもあります。裁判所の許可令状なしにＧＰＳ装置を警察がこっそり車の下につけ自由に任意捜査をすることの是非について、最高裁で判決が出ました。もとは窃盗事件ですが、若手の弁護士たちが懸命に動いた結果、憲法によればＧＰＳ装置による捜査は、捜索・差押えと同様に裁判所の許可が必要だとする、近時の最高裁にしては珍しい判断です。容疑がはっきりしないうちから警察が様々な捜査を自由にできることを否定したという意味で、共謀罪＝テロ等準備罪、特定秘密保護法とも大いに関連するものです。いくら後で無罪となっても、それまで長いこと逮捕・勾留されれば、市民の運動が萎縮させられることは多くの実例があります。
これらは日本の憲法に関わる問題ですが、アメリカでも憲法問題が起きています、トランプ氏が大統領令を出し直して、イスラム圏の人の入国を禁止しましたが、ハワイ州の連邦地裁が合衆国憲法修正 1 条に違反するとして、その大統領令を一時ストップさせました。

今、私たちが見聞きする様々な事象の中で、憲法が活かされていない状況があります。『第九条の会ヒロシマ』は、平和のうちに生存する権利と戦争放棄を私たちの暮らしの中で活かしていこうと活動しています。先に紹介したエピソードのように、市民生活に関わるあらゆる問題を憲法が底支えをしていること、他方、憲法で守られるべき権利が侵されている実態について、ぜひ関心を持ってニュースを見て頂きたいと思います。

もう一つだけ紹介を。私は広島の原爆症認定訴訟の第 1 次弁護団の一人として、何人もの被爆者の方の担当をしました。この認定証裁判は、全国でほぼ連戦連勝で（残念ながら、何人か認められない方もいますが）、被爆実態を小さく見せて認定をしない政府の主張に打ち勝ってきています。その原動力として、この 1 月に 100 歳になられた肥田舜太郎さんがおられますが、今朝（3月２０日）亡くなられたと連絡が届きました。広島で被爆した陸軍の医師として、被爆者の救護にあたり被爆者援護の裁判では証人に立ってこられた方なので本当に残念です。

広島での憲法活動について

では、本題の広島でどのような憲法活動が 9 条を中心として行われてきたかを急ぎ足でたどります。

『第九条の会ヒロシマ』は、市民が集まり 1992 年 2 月 22 日に設立宣言されましたが、それまでにもそれぞれの野党や労働組合による護憲運動は続いていました。少し遅れて、1994 年 5 月 3 日の憲法集会が、市民参加の憲法ミュージカル＆講演で行われました（今年で 23 年目）。この頃から、市民と一緒に憲法を考え、時機に応じた活動をしようという取り組みが始まり、2001 年 3 月に『憲法調査会見張り番ひろしま』が結成されました。当時は、国会の憲法調査会が改憲に向けての議論をして、改憲への道筋を作ろうとしていたので、『第九条の会ヒロシマ』やその他の市民団体が見張り番として共同でチェックをしていこうという活動でした。これが、広島の総がかり運動の出発点ではないかと思います。

2004 年 6 月、大江健三郎さんらによる『九条の会』が発足しました。この９人の方のインパクトはとても大きく、広島では 2006 年 11 月に“ピース・フェスタ 1 万人集会”という、県内各地から憲法に関心のある方々が集まり、小田実さんの講演や松元ヒロさんの「憲法くん」公演などを行った集会を開催し、県内各地で憲法のことを知り声を挙げていく活動を始めました。そして、第一次安倍政権が改憲を推し進めようとする中、多くの市町や地域、職場や趣味など多方面の人々が県内各地で『九条の会』を立ち上げ、全国では最大 7500 を超える九条の会ができるという状況になりました。

その後、一時期、自民党を中心とする改憲の動きがストップし、民主党政権が生まれたので、しばらくは改憲の台風や大波は来ないという油断があったかもしれません。が、あにはからんや、第二次安倍政権が誕生してからの改憲への動きは、極めて厳しく油断ができない状況となっています。

総結集に向けて、弁護士会が扇の要に

2015 年に広島でエポックメイキングと言える動きがありました。平和を考える労働組合や団体や野党の方々が、名前こそ総がかりではなかったですが、実態はそれと同様の活動をしようではないかと、5 月 3 日に合同での市民デモを初めて行いました。その後の共同の活動は、全国でも同じような姿です。

私の手元に、2016 年の福井市での日弁連人権大会の憲法分科会で配られた冊子がありますが、そこには全国の弁護士会が行った安保法制反対の集会、デモやパレードが載っています。これだけの全国的な活動は、昔の国家機密法のとき、先の特定秘密保護法反対のとき以来のことです。それだけ憲法を巡る現状に対する危機感が強いのです。

そして、何よりも特筆すべきは、弁護士会が扇の要となり、組織や立場が違う皆さんが同じ集会の場に集まり、共に抗議の声を挙げるようになったことです。広島でも同様に、いろいろな集会を幅広い多くの皆さんと一緒にしました。特に、2015 年 9 月 13 日の中央公園での”NO WAR NO ABE”の人文字集会では、集まった何千人もの人たちの頭上を、新聞社らがチャー

ターした何機もの飛行機が撮影のため飛び交いました。それまでデモや集会には参加しなかった人々が、黙っていられない、居ても立ってもいられないと集まり、これまにない大きな運動になりました。

昨年の九条の会全国交流会、新たな世話人が登場

昨年の 9 月 25 日、私は東京での九条の会全国交流会へ参加しましたが、そこで愛敬浩二さんから山内敏弘さんまで 12 人の世話人が紹介されました。

今日の第九条の会ヒロシマにご参加の多くの皆さんは、「九条の会」の大江健三郎さん、小田実さん、井上ひさしさん達がどんなに素晴らしい人達かをよく知っている方々です。しかし、「九条の会」結成の 2004 年から 13 年経って、大江さんたちのアピールに共鳴する世代の人たちはそれだけ年老いています。これからは、若い世代と一緒に声を挙げていかない限り先細りする運命にあります。「九条の会」の事務局を担う高田健さんや渡辺治さんや小森陽一さんに「九条の会の 9 人はとてもすごい人たちだったが、せめてその次の世代の 9 人、あるいは若い 9 人、世代ごとの 9 人のような形ができないのか」と聞いたことがありますが、「いやいや最初の 9 人は不滅です」と言われていました。

しかし、今回、9 人の他に新たに世話人の 12 人が加わり、「九条の会」の活動、憲法９条についてアピールをする活動を進めることになりました。でも、これでも私には不満が残ります。この１２人の中で、一番若いのは高遠菜穂子さんで、その次に若いのは清水雅彦さんです（清水さんには、今年 5 月 3 日に広島の統一憲法集会に来ていただきます）。その他は、伊藤千尋さんが私と同世代くらいで、それより年齢の高い方です。本当はもう少し若い世代の方々に加わってもらわないとまずいのではないか。文学史上の有名人ではなくて、若い世代とリアルタイムで生きていて、一緒に話や歌ができる人と連携をとってやる必要があるのでは、とつい一言を口にして帰ってきました。

５・３統一憲法集会、そして各地域での連携

広島でも、全国の先進的な地域のように、2016 年 5 月 3 日に、それまで目指すものや思いは全く同じでも別々の憲法集会を開いてきた護憲団体や憲法を活かそうという諸団体が一緒になり、ハノーバー庭園で統一のヒロシマ憲法集会を初めて開催することになりました。生憎の大雨の中、2000 人の参加者が集まり、メインゲスト・落合恵子さんの講演を聞きました。そして、今年も同様に、5 月 3 日に統一ヒロシマ憲法集会をします。

こうして、幅広い共同や連携、市民の参加がどんどん広がってきています。県内各地では、それぞれの地域で連携を取った集会が、同じ時期に行われています。以前には、広島市内の大きな会場に集まろうと県全体に呼びかけたりしましたが、今はその必要はありません。広島市でも、福山、呉、三原、尾道、県北の三次などそのエリアの人たちが連携し、幾つもの「九条の会」が一緒に集会に取り組み、みんなが一番集まりやすい場所に集まるというスタイルに変わってきています。

特に、違憲の安保法制＝戦争法の問題が起きてからは、子どもたちを戦場に行かせないというママの会などの若い世代の方も含めて、これまでとは違った多世代の方々が参加するようになりました。平和運動の市民の連携や広がりは、どんどん大きな輪となり動き出しましたが、それでも先の参院選では、安倍政権を揺るがすほどきちんと NO が言えなかったのです。当面の生活や経済について、積極的な賛成はしないが、まあ安倍さんでもいいかみたいな空気があり、平和や憲法の問題だけでは切り結べない状況があります。

しかし、日本国憲法の中の平和的生存権という言葉に表されるように、憲法は私たちがきちんと暮らしていくことの底支えとなるものです。憲法 25 条を中心として、個人の尊厳がちゃんと保障される生活を底支えする、そのための政策や施策や財政的な手当てをするのも憲法が保障する権利であり、私たちが要求すべき大事なことです。それは、暮らし・いのちの問題であり、さまざまな分野、すなわち、反原発、過労死、反貧困、医療や社会保障、保育、教育、障がい者問題等々であり、これらの分野において私たちは連携して取り組む必要があります。

終わりに

チャップリンが『独裁者』という映画を製作したときは、当時の米国がヒトラーを支援していたので、彼はハリウッドから総スカンをくいながら作りました。大多数の人々が「いい」と言ってるときに、「いや、おかしいぞ」という声を挙げ、この映画を作り出すことによって、ヒトラーの正体や本質などにお人々の注目を向けさせるものでした。

今、この時期に私がぜひ見たいと思っているのが、『第九条会ヒロシマ』でお呼びして広島にも来られた沖縄の三上知恵監督の新作『標的の島　風（かじ）かたか』。風かたかは、風除けのことで、米兵から被害を受けた少女の風除けになれなかった思いから、今の沖縄を描いています。また、『わたしは、ダニエル・ブレイク』は、私の大好きなケン・ローチ監督が、日本で言えば雇用保険を受けている男性を主人公にして、個人の尊厳を描いた映画です。

このような今の時代と切り結ぶ映画の力も借りながら、憲法をどういう風に活かしていくかについて、これからも皆さんと一緒に考えて、活動していきたいと思います。

（3 月 20 日第九条の会ヒロシマ結成 25 周年総会における講演より）

附記

3 月 20 日以降は、安倍政権が、憲法が保障する基本的人権のうち最も重要な「思想信条の自由」を侵害する恐れが明らかな「共謀罪法案」を、「テロ等準備罪法案」という表看板を貼り付けて、何の脈絡もない東京オリンピックのためだとか、ずっと批准を棚上げにしていたパレルモ条約の批准のためだ等という口実をつけて、強引に成立させようとしています。これに対し、広島や全国で反対の声が挙がり、さらに先の衆議院での強行採決を目の当たりにして、次第に「法案のことはよく分からない」という声から「これはおかしいぞ」という声が広がっています。まさに、これからが正念場です。

核廃絶のため核兵器禁止条約の実現を！

核大国や核依存国の妨害に抗し、ヒロシマの声を一つに世界民衆と連帯し立ち上がろう！

森瀧春子（核兵器禁止条約のためのヒロシマ共同行動実行委員会・事務局長）

◆国連における核兵器禁止条約交渉会合

核兵器の法的禁止をめぐる国連での交渉会合は 2017 年 3 月に続き 6 月 15 日から 3 週間開かれ、いよいよ核兵器禁止条約案の内容が確立される場面を迎えようとしている。

核兵器廃絶をめざすヒロシマの会 (HANWA) は、1997 年のオタワ・プロセスによる地雷禁止条約、2008 年のクラスター爆弾のオスロ・プロセスによる禁止条約成立から学び、志ある国家群と市民社会の連携により劣化ウラン弾や核兵器という非人道的兵器を国際人道法の立場から法的に禁じてゆく道をと訴え、2009 年から赤十字国際委員会や NPT など国内外で訴えてきた。当時は「時期尚早」、「非現実的」などの批判もあり、なかなか国際的な広がりをもたらすことはできず壁の厚さを感じてきたが、国際赤十字は私たちのレターへの返事と時を同じくして核兵器の非人道性を広く国際社会にアピールし、2013 年から志を明確に持つ国家群が積極的に動き出し、市民社会と連携し現実的な共通の課題として掲げられてきた。

私たちにとって当たり前の認識である「核兵器の非人道性」の認識が国際的に共有され、法的禁止へと世界が動く今こそ広島から声を一つにしてアピールしていかなければならない。国際的連帯のもとに一気に核兵器禁止条約を秋の国連総会で成立させることを現実のものにしていかねばならないと思う。

核をめぐる状況は、米トランプ政権の危険な核増強政策、北朝鮮の核実験の脅威、核保有国及び安全保障策を核の傘の核抑止力に依拠する日本などの強硬路線など緊張をたかめている。盛り上がる核兵器禁止条約への大きな国際的潮流に危機感を漲らせる米国などの露骨な妨害を世界市民の連帯で力ないものにしてゆかなければならない。

◆ヒロシマは核を絶対否定する

ヒロシマは核被害の原点から核を否定する。核の絶対否定なしに核兵器の廃絶も原発の廃絶も達成できないことを確認し、日本政府の核抑止政策、原発推進政策、核燃サイクル維持、原発輸出政策、日印原子量区協定などに反対する声を今こそ大きくしなければならない。

私たちはヒロシマから希望を持ってこの画期的な核兵器禁止条約実現を通して核保有国を包囲し確固とした国際規範のもと核兵器廃絶への道に力を結集したいと呼びかける。

核による権力構造が社会を支配するかぎり、私たちが核を絶対に否定していかないかぎり、核によって人類が否定され、人類が生き延びていく保証はない。「核と人類は共存できない」という、核被害の原点から打ち出された教訓を生かしていかねばと決意をあらたにしヒロシマの被爆者、反核団体に声を一つに結集しようと呼びかけた。

◆核兵器禁止条約のためのヒロシマ緊急共同行動の目的

3 月に国連で開かれた第 1 回核兵器禁止条約についての交渉会合は大きな進展をもたらし、続いて 6 月 15 日から 7 月 7 日の期間に開催される国連での第 2 回核兵器禁止条約交渉会合で禁止条約案を作成し、秋の国連総会で成立させることがホワイト議長によって宣言されている。　（中略）

今、私たちは核兵器禁止条約による核兵器廃絶への画期的な現実を迎えようとしている。これを歴史的事実となすべく市民一体となって行動するよう呼びかける。

米国などの核保有国及び核抑止力に安全保障を依存する国々は、核兵器禁止条約交渉会議をボイコットするよう各国へなりふり構わぬ圧力をかけ禁止条約の成立を妨害しようと躍起になり、3 月の会合開会時には会議場の外で禁止条約交渉会議を非難するアピールを行った。日本政府は私たちの参加要請には開会直前までその可否を表明せず、初日に出席したものの会議内容を非難し退場を表明するという被爆国にあるまじき態度を示した。さらに 5 月 26 日広島出身の岸田外務大臣は 6 月からの禁止条約制定交渉会議への欠席を表明し、理由として核保有国と非保有国の対立を深めるとする立場を繰り返し、その実は核抑止力に依存し核保有国の立場を代弁している。私たちは被爆国の日本政府に対しこれまで以上にその核政策の矛盾を追及し核の傘からの脱却を求める運動に結集していく必要がある。

2013 年から核の非人道性を問う国際会議が 3 回開かれ、2016 年国連での公開作業部会の実現など有志国と市民社会が提携した熱意ある取り組みにより、核を非合法化する国際的潮流はもはやとどめることはできない。

◆核兵器禁止条約草案発表される

5 月 22 日、ホワイト議長は核兵器禁止条約草案を発表し 7 月 7 日の最終日までに条約制定させるべく固い決意を示した。前文で「核兵器使用の犠牲者（ヒバクシャ）及び核実験の被害者の苦難を心に留める」と表現し、核兵器の非人道性を原点からあらためて強調した。残念ながら、禁止項目に核兵器使用の威嚇は入れられていないが、核兵器の使用、開発、実験、保有、移譲などの禁止を義務付け、ヒバクシャへの救援保障、放射能汚染地帯への対策義務などを明示した。

3 週間の交渉会合には多数の国連加盟国とヒバクシャをはじめ市民社会からの参加のもと核兵器を決定的に非合法化する禁止条約が策定され秋の国連総会で採択される見通しが生まれている。しかし同時に私たちは、世界の核大国やそれに追随する国々の必死の抵抗・妨害を侮ってはならない。

被爆後これまでの 72 年間にわたるヒバクシャを先頭とする先人たちの「核と人類は共存できない」とする血の滲むような闘いを引き継ぎ、核兵器の非人道性を最もよく知る広島

から、核兵器禁止条約実現をめざし、ヒロシマの声を一つにして世界に力強く訴えていこう。

そのため、核兵器廃絶にとっての正念場であるこの時期、広島の被爆者団体をはじめ反核平和運動にかかわる団体・グループが「核兵器禁止条約のためのヒロシマ共同行動実行委員会」へ幅広く結集し、次のように核兵器禁止条約キャンペーン・ヒロシマ緊急共同行動を展開する。

核兵器禁止条約のためのヒロシマ共同行動実行委員会

実行委員会構成団体（5 月 29 日現在 21 団体）

◆核兵器禁止条約のためのヒロシマ緊急共同行動

＜その I ＞　核兵器廃絶！ヒロシマ市民集会

＜第 1 回核兵器禁止条約交渉会合報告と広島の課題＞

日時：5 月 27 日（土）15 時～ 17 時 10 分

場所：広島市中区地域福祉センター (平和ビル）５Ｆ

＊開会挨拶・・・青木克明ＨＡＮＷＡ共同代表

＊広島市長からのメッセージ・・・

代読（岡本珠代 HANWA 運営委員）

＊広島県知事からのメッセージ・・・代読　（同上）

＊基調報告　「核兵器禁止条約交渉の現状と展望」

川崎 哲さん　ICAN 国際運営委員、ピースボート共同代表

核兵器廃絶日本ＮＧＯ連絡会共同世話人

＊ヒロシマ緊急共同行動実行委員会より行動提起（森瀧春子）

＊被爆者よりアピール・・　佐久間邦彦広島県被団協理事長

箕牧智之広島県被団協副理事

＊反核団体より決意表明・・金子哲夫広島県原水禁代表委員

弘中孝江県広島県原水協事務局次長

＊共同宣言発表・・・渡部朋子ＡＮＴ－Hiroshima 理事長

（全文は右に掲載）

＊閉会挨拶・・・秋葉忠利前市長

共同宣言は日・英文で出し、日本政府・外務省や岸田外相広島事務所、国連、国際ＮＧＯなど国際機関に発信した。当日は 150 人が会場を埋め、熱気溢れるもので共同行動の力強いスタートとなった。広島で反核のために枠を超え一体となった行動は長年の課題であり、この集会の成功は今後につながる展望を開いたと言えよう。

＜その II ＞

原爆ドーム・キャンドル・メッセージの集い

国連に世界に届けようヒロシマの声　今こそ核兵器禁止条約を！

BAN NUKES NOW!
2017

6 月 15 日（木）19：30 ～ 20：30　広島平和記念公園原爆ドーム横

市民が持ち寄った 1000 本のグラスにキャンドルの灯を燈し上記のメッセージを描く。キャンドル・メッセージと市民、原爆ドームが一体となった写真を撮影し、第 2 回核兵器禁止条約交渉会合（6/15---7/7）開会直前に、国連、世界へのヒロシマ原爆ドームからのメッセージをネットで発信する。

◆ 核兵器禁止条約のためのヒロシマ緊急共同行動宣言 ◆

私たちは、本年３月２７日から３１日まで国連本部で開かれた核兵器禁止条約についての交渉会議の第１回会合が、核兵器禁止条約策定に向けて、大きな進展をもたらしたことを確認した。

会合の最終日に、コスタリカのホワイト議長は、本年６月 15 日から７月７日にかけて開催される第２回会合で、核兵器禁止条約の成案を採択したいと明言し、秋の国連総会で成立させることをめざすと宣言した。

さらに５月 22 日ホワイト議長は核兵器禁止条約草案を発表し条約制定への固い決意を示した。前文で「核兵器使用の犠牲者（ヒバクシャ）及び核実験の被害者の苦難を心に留める」と表現し、核兵器の非人道性をあらためて強調した。残念ながら、禁止項目に核兵器使用の威嚇は入れられていないが、核兵器の使用、開発、実験、保有などの禁止を義務付け、ヒバクシャへの救援保障、放射能汚染地帯への対策義務などを明示した。

今、私たちは核兵器禁止条約の策定による核兵器の違法化という核兵器廃絶への道を開く画期的な現実を迎えようとしている。

米国をはじめとする核保有国及び核抑止力に安全保障を依存する国々は、核兵器禁止条約交渉会議をボイコットするよう各国へなりふり構わぬ圧力をかけて、核兵器禁止条約の成立を妨害しようと躍起になっている。本年３月の交渉会議の開会時には交渉会議を非難するアピールを行った。日本政府は交渉会議に参加するかのような姿勢を示しながら、結果的には、高見沢軍縮大使が交渉会議の初日に登壇したものの会議内容を非難する発言を行い、参加できないと表明し、唯一の戦争被爆国にあるまじき態度を示した。私たちは、世界の核大国の必死の抵抗を侮ってはならない。

しかし、2013 年から核兵器の非人道性に関する国際会議が３回開かれ、2016 年の国連での公開作業部会などで、核兵器廃絶を指向する有志国と市民社会が提携した熱意ある取り組みによって今回の会議に至った、核兵器を非合法化しようとする国際的潮流はもはやとどめることはできないものとなっている。

私たちは、歴史的な核兵器禁止条約についての国連交渉会議が進展していることを歓迎し、核兵器保有国及び核兵器依存国の妨害に屈することなく、第２回交渉会合が進展し、核兵器禁止条約が策定され秋の国連総会で採択されることを強く求める。そのためにも、日本政府が、これまでの態度を改め、交渉会議に出席し、非人道的核兵器の非合法化に向けて被爆国として積極的な役割を果たすことを求める。

核兵器廃絶はヒバクシャの願いである。広島・長崎での被爆後、これまでの 72 年間にわたるヒバクシャを先頭とする先人たちの「核と人類は共存できない」という血のにじむような闘いを引き継ぎ、核兵器の非人道性を最もよく知るヒロシマから声を一つにして、核兵器禁止条約を実現することを求め、世界に強く訴える。

2017 年 5 月 27 日

核兵器禁止条約のためのヒロシマ緊急共同行動・市民集会参加者一同

福島県における甲状腺がんの多発ー現状の直視を

3・11 甲状腺がん子ども基金の設立と 「手のひらサポート」事業

崎山比早子（3・11 甲状腺がん子ども基金　元国会事故調査委員会委員）

はじめに

福島原発事故が人災であることは国会事故調査委員会の調査で明らかにされています（国会事故調報告書　徳間書店）。そして事故の直接の責任は東電にあるとしても、それを監督するべきであった原子力安全保安院（保安院）や原子力安全委員会がその責任を果たさなかったばかりか、むしろ規制するべき相手に規制されていた（規制の虜）という実態を明らかにしました。このような事故を再び繰り返さないために国会事故調は国会に対して七つの提言を行いましたが、どれ一つとして実行されていません。その上、この事故に責任を問われるべき保安院の役人の多くが新たにできた原子力規制委員会に横滑りし、規制委員会の委員長は原子力政策を進めてきた原子力委員会の委員長代理を務めた田中俊一氏です。このような状況から福島原発事故の原因究明が不十分なまま再稼働が進められているのは当然の成り行きといってもよいでしょう。原発事故の刑事責任を問う裁判は検察庁が全員不起訴としましたが、市民からなる検察審査会が起訴を決定し、事故後 6 年以上経ってようやく 6 月 30 日に初公判が開かれます。「あったものをなかった」と平気で言う政治家、官僚、裁判官が跋扈する今の日本の倒錯した社会状況ではありますが、起訴決定は人権、平和を守ろうとする、あきらめない市民運動が現状を改善して行く力になっているという証でもあります。

福島における小児甲状腺がんの多発と被害者へのあるべき補償

福島原発事故によって放出された放射能は福島県を中心に東日本を広範囲に汚染しました。しかし、日本政府は汚染による健康被害の調査を“福島県”のみにし、対象になる疾病としては“小児甲状腺がん”にのみに絞ってしまいました。検診は事故当時 18 才以下であった福島県民約 37 万人を対象として2011年10月から始まり18才以下は2年ごとに行われています。その結果は「専門的見地から広く助言等を得るために」設置された「県民健康調査」検討委員会（検討委員会）に約 3 ヶ月毎に報告されます。2017 年 2 月 20 日に行われた第 26 回検討委員会で発表された二巡目までの結果をまとめたのが表 1 です。

国立がんセンターの統計では、小児の甲状腺がんの発症率は通常年間 100 万人に 1 人ないし 2 人、多く見積もっても 3 人といわれています。福島県では一巡目の検査では受診者 300,476 人当たり 115 人（116 人の内 1 人は手術によって良性と判明）、二巡目検査はまだ途中ですが受診者 270,431 人当たり 69 人に上っています。発がん率にして数十倍の多発であることは明らかです。検討委員会は「県民健康調査における中間とりまとめ」を 2016 年 3 月に発表し、「わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い甲状腺がんが発見されている。」と述べています。

一般に甲状腺がんは予後が良いといわれていますが、それは適切な治療を受けた場合であって、決して放置してもよいことを意味していません。加えて子どもががんに罹患するということは、がんの好発年齢である高齢者の場合にはない困難な問題を抱えます。罹患した年齢によっては、進学、就職、結婚、出産などに支障を来したり進路の変更を余儀なくされたりします。子どもががんと診断されれば保護者が一緒に通院しなければならず、医療費に加えて交通費などの出費もかさみ、時間的、経済的、精神的な負担も増加します。その上福島は今“復興、復興”のかけ声の下、甲状腺がんに罹患したことすら隠さざるをえないような状況があります。上に述べたように事故の責任の多くは原子力政策を推進してきた国にあることは否定できません。政府はその失敗の責任をとり、率先して被害の賠償を行い、被害者の救済にあたるべきであり、子ども被災者支援法にもそのように定められています。しかし、国及び福島県の向いている方向は逆のようで、チェルノブイリ事故後 5 年目でチェルノブイリ法を定めたウクライナ、ロシア、ベラルーシと著しい対比をなしています。チェルノブイリ法は事故後の人々の被ばく線量限度は事故前と同じく年間 1 ミリシーベルト（mSv）、生涯 70mSv を超えないものと定めています。そして原発事故の結果被災した人々には生涯にわたり無料の医療支援が保障されており、汚染地に住む子どもは毎年 1 ヶ月程度の保養を国が無料で行っています。ベラルーシでは事故から 30 年経過した今日でも 6 才から 17 才までの子どもに対し年 2 回の定期検診を継続しているのです。チェルノブイリ原発事故によってもた

	一巡目検査 （2011 年～ 2014 年）	二巡目検査 （2014 年～ 2017 年 2 月）	計
悪性ないし悪性疑い	116 人 （2016 年 3 月現在）	69 人 （2016 年 12 月現在） 一巡目検査結果 A1:32 人、A2:31 人、B:5 人 一巡目検査未受診：1 人	185 人
男女比（通常 1：3 ～ 7） 事故時年齢	39：77（1：2） 6 才～ 18 才 （平均：14.9±2.6 才）	31：38（1：1.19） 5 才～ 18 才 （平均：16.9±3.3 才）	

表 1 県民健康調査甲状腺検査結果

A1 判定（結節や嚢胞を認めなかったもの）
A2 判定（5mm 以下の結節または 20mm 以下の嚢胞を認めたもの）
B　判定（5.1mm 以上の結節または 20.1mm 以上の嚢胞を認めたもの）

らされた健康被害は小児甲状腺がんの多発だけではありません。低汚染地域に住む子ども、被ばくした両親から生まれた子ども達には貧血等の造血器障害、免疫機能の低下、周産期異常（未熟児、早産、死産、先天異常等）、アレルギー疾患、集中力の欠如、体力低下等様々な異常の増加が見られています。日本はベラルーシやウクライナよりも経済的には豊かであるはずですが、かの国で行われているような包括的な医療支援を行おうとはしません。

3・11 甲状腺がん子ども基金の設立と「手のひらサポート」事業

このような状況を受け、私たちは甲状腺がんや甲状腺疾患その他被ばく影響によると思われる病気に苦しむ子どもなどへの支援を目指して、2016 年 7 月に「3・11 甲状腺がん子ども基金」を設立し、国の内外から広く寄付を集め、甲状腺がん患者に自由に活用できる療養費の給付 “手のひらサポート” 事業を実施することにしました。そして、2016 年 9 月から寄付を呼びかけ 11 月末には 2,000 万円が集まりましたので同年 12 月 1 日から「手のひらサポート」の申請受付を始めました。給付対象者は申請時 25 才以下の人で、事故時 19 才以下で 25 才までに発症した人とし、事故時に放射性プルームが通過した秋田県、岩手県、宮城県、福島県、山形県、新潟県、長野県 栃木県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の 1 都 14 県に居住していた人としました。給付額は一律 10 万円とし、RI（放射性ヨウ素）治療が必要とされている人には更に 10 万円を追加しています。

2016 年度（2017 年 3 月 31 日まで）の受給者は福島県内 58 人、県外 23 人、合計 81 人でした（表 2）。

地域別の給付決定人数（原発事故当時の居住地域別）　（2017 年 3 月 31 日までの申請分）

県名	福島	宮城	群馬	茨城	千葉	埼玉	神奈川	東京	長野	新潟	秋田	岩手	静岡	山梨	計
合計	58	3	1	1	1	3	4	3	2	1	1	1	1	1	81
男女比	28：30	7：16（計 23 人）													
RI 治療適応	2 男女各 1	8（8 地域） 女 2、男 6													10
事故時年齢	4～18 歳	4～19 歳													

療養費給付は月ごとに集計し、受給者の事故時の居住県、人数、性別、年齢、腫瘍の大きさ、転移・再発、RI 治療の有無などをその都度個人が特定されない形でメディアやウエブで発表してきました。福島県内と県外からの申請者を比較すると、一般的に県外からの方は自覚症状などで受診した割合が高いためか、RI 治療を受けている等、進行例が多いことが目立ちました。一方県内の例では腫瘍サイズも比較的小さいうちに発見され、早期発見、治療の効果がでているように見えます。

手のひらサポート事業から見えた県民健康調査の問題点

検討委員会は福島県における甲状線がんの多発自体は認めましたが、その原因については「放射線の影響とは考えにくい」としています。その根拠として、①被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さいこと、②被ばくからがん発見までの期間が概ね 1 年から 4 年と短いこと、③事故当時 5 歳以下からの発見はないこと、④地域別の発見率に大きな差がないことを挙げています。これらの根拠はそれぞれ十分反論されてきていますので、ここでは紙面の関係上省略し、③についてのみ触れます。

甲状腺検診の実施機関は福島県から委託を受けた福島県立医科大学（県立医大）で、甲状腺がんの検診、治療等の患者情報を把握しているはずですが、検討委員会に対しては十分なデータを報告していません。第三者が検討委員会に発表されるデータに疑問を持ってもそれを明らかにする手段はこれまでほとんどないと言ってもよいほどでした。しかし、当基金が給付事業を行うことによって、検討委員会で発表されるデータには欠陥があり、放射線の影響とは考えにくい根拠とした③が事実ではないことが明らかになったのです。

「県民健康調査」の二巡目で B 判定とされた事故当時 4 歳児の保護者から当基金に療養費の申請がありました。この児童は 2015 年に細胞診で悪性ないし悪性疑いと診断されましたが県立医大で経過観察となり、2016 年前半に同医大で手術を受けていました。しかし、2017 年 2 月 20 日迄の検討委員会では事故当時 4 歳以下の児童のがんは発表されていませんでした。なぜこのようなことが起きたかというと、B 判定とされた患者が細胞診を受け、すぐに悪性ないし悪性疑いと診断された場合には検討委員会に報告されます。一方すぐには診断がつかず「経過観察」とされると保険診療に移行し、その後、その患者にがんが発症しても、県民健康調査の症例数には含まれないという仕組みになっているからです。これまでに経過観察に回された患者は 2500 人以上いますので、その中からすでにがんが発症しているかもしれません。それが報告されないということであれば、県民健康調査では発がん数を正確に把握できないことになります。その当てにならない数字を元に検討委員会はこれまで放射線の影響などについて議論をしてきたことになりますし、メディアも一般市民も関連性を考えてきたことになります。こんな馬鹿げたことがあってよいのでしょうか？この制度は是正されなければなりません。

当基金は当初は予期していなかった県民健康調査の問題点を明らかにすることができました。今期からは更に日本女医会東京都支部の協力を得て給付者向けの医療相談も始めています。息の長い支援ができますよう多くの方からのご協力をよろしくお願い致します。また周囲に給付条件に合う方がおられる場合はご紹介ください。

詳細につきましては 「3・11 甲状腺がん子ども基金」 **http://www.311kikin.org** をご覧いただければ幸いです。

特定非営利活動法人 ３・１１甲状腺がん子ども基金

銀行からのご寄付	郵便局からのご寄付
金融機関：城南信用金庫	記号：００１００－３
店名：営業部本店	番号：６７３２４８
講座：普通　８４７９８７	

呉市教委の「森友学園化」を食い止める！

山川　滋（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま
教科書ネット・呉共同代表、原告）

１人権教育を排除する、政治的に中立でない呉市教委

前回、3 月 28 日 (火) 第 3 回裁判で、原告は会議録を証拠に出して、呉市教委は 2001 年頃から日本会議などの右翼勢力による政治の介入が行われていることや、2011 年の育鵬社採択に向けて、指導主事が実質選定委員と調査員を重複できる採択規程と調査研究要項を作ったこと、そのことで育鵬社を有利にする総合所見（評価）を作ったことなどを、議事録や総合所見の証拠を踏まえて陳述し、呉市教委の政治的中立性違反の問題を追及してきました。

中立性違反の根拠となる 2001 年 4 月 20 日の呉市教育委員会協議会会議の議事録を以下詳しく紹介します。呉市教委は広島県教委検討委員会の『教科書採択の在り方について (提言)』を受けて、これまで調査研究と選定をしていた「研究会」を「選定委員会」と「調査・研究委員会」に分けました。しかし、呉市教委は県教委にならい「採択の公正を期すため、調査員は選定委員と重複しないこと。」という採択規程案の中に、これまでの「研究会」で入れていた「※指導主事が部会の指導助言を行う」という一文を排除せず、「指導主事は、部会の指導、助言をするものとする」との規定を改めて意図的に入れたのです。そのときの会議録が以下のものです。

◆当時の教育委員長

私の方からひとつございます。ようやくといいますか，このような規程の改定ができまして，これまでのように屈辱的と申しますか，固有名詞を出して悪いのですけれども大阪書籍のようなものが長年にもわたって使われてきました。そして長い間推薦文を読んできたのですが，提案理由として『大阪書籍は戦争の加害，被害の両面がバランスよく記述されている。差別のしくみ，解放運動の高まり，部落差別の現状について適切に表現がなされている。東京書籍に関しては，同和問題すなわち解放いわゆる解放運動の展望の表現が不足している。』そしてこのような大阪書籍の教科書が長年にわたって使用され，子どもたちの柔らかい頭にしみ込まれてきたのです。これを読んでいましてどうもこれまでの現場優先と言いますか，いわゆる教師ですか，どうも反体制に偏った思考の持ち主に支配されているような気がしました。もはや，既存の選定委員会に任せておけないというのが私の考え方でございます。新しい日本の歴史を一生懸命やっておられる扶桑社で 8 社になりますが，これも加えて選定にかけられるのでしょうか？

最後には質問という形で、委員長は扶桑社を推薦していることを暗に表明し、さらに歴史教科書に扶桑社が採択されない場合「戦争について反省に立って正当なことも書いてあるなら、2 冊使うという選択肢もある。」と、扶桑社をなんとか使わせたいとの意志も示しています。これを受けて、

◆当時の教育長

本当にいいのはどれだろうかということを，しっかり教科部会で勉強してもらいます。しっかり勉強しないからああいうふうになるのですから。（採択規程の改定で）指導主事が指導に入りますし、教科の部会長が校長であり，教育現場では我々の一番認める指導者ですから，彼らがそばにおりますと，今までのようなこと（大阪書籍採択）にはならないでしょう。

※（　）は筆者註

と答え、結局、採択規程には「調査・研究委員は部会に所属し、部会ごとの代表者を決める。この場合において、指導主事は部会の指導・助言を行うものとする。」となりました。教育委員長と教育長の意図は、詰まるところ「教員に調査研究を任せればああいうこと（大阪書籍）になるから、我々の意図を理解する指導主事が調査・研究委員会の指導をすれば我々の意図通りの採択（当時は扶桑社。今であれば育鵬社であろう。）ができる。」と言うことをぼかして発言（忖度させる？）していたのです。

この会議で、呉市教委は人権教育を否定して右傾化教科書採択をめざすことを公的に明言したのです。そして、2011 年度育鵬社採択に向けて、社会科指導主事には育鵬社を有利にする「観点・視点・方法」を研究立案させ、調査・研究委員に対して指導・助言・指示をして育鵬社有利の調査・研究報告を作らせ、部会校長と裏で連携を行い育鵬社を有利にする総合所見案の作成をする、こういう仕組みを作ってきたのだろうと推測しています。

しかし、2015 年度採択で市民がその仕組みを見破り、告発するなどとは思ってもいなかったと思います。おそらく、採択の仕組みなど市民にはわからないし、意図的な評価をしても見破られないとでも考えていたのでしょう。『由らしむべし。知らしむべからず。』を地で行く教育行政だと言えます。

２　５月９日第４回裁判で私たちは「呉市の教育の森友学園化」の危惧を主張した

「準備書面（６）第１はじめに」の要旨

現在、学校法人森友学園「瑞穂の國記念小學院」の開設が、政治的な働きかけにより国有地を不当な廉価で購入した疑惑として大きな社会問題となっている。同法人の運営する幼稚園は園児たちに「教育勅語」や「五箇条の御誓文」を唱えさせることで知られている。

これに関連して、本年４月１日、内閣は教育勅語の教材使用につき、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定した。

また本年３月３１日告示の中学校学習指導要領保健体育の武道に銃剣道が加えられたことについて、４月１４日「軍国主義の復活や戦前回帰の一環との指摘は当たらない」旨の答弁書が

閣議決定された。銃剣術は、白兵戦・近接戦闘において、先端に銃剣を装着した小銃を武器にして敵を殺傷する武術である。戦前には学校での軍事訓練に採用されており、政治的に中立な教育と言えるか、平和主義と矛盾しないか危ぶむ声が出ている。

教育の政治的中立は、憲法の基本的な価値であるが、教科書採択など教育内容が政治支配される事例が多発している。「教育の政治的中立」が脆く、崩れやすいものであることをこれらの事例は示している。

このような現状に歯止めをかけられるのは司法のみであり、裁判所が積極的姿勢を示さなければ現状は拡大していくばかりである。

3 最高裁判例の判断枠組みを使っても、使わなくても呉市教委の違法採択は「違法行政処分」であること

前回の裁判の終わりに、裁判長は「『教科書採択は行政処分に当たらない』という最高裁判例（判断枠組み）があるが、この枠組みで違法が立証できるか？また、この判断枠組みではない別の判断枠組みで違法が立証できるか？」という宿題を出した。

これに対して私たちは、本件は最高裁の判断枠組みの及ばない事例であることを主張した。

最高裁判断枠組みの前提は、教育行政が地方公共団体の長から独立して政治的中立性が確保されている場合に限定される。しかし、呉市教委は準備書面（3）と証拠で主張したように政治的中立性が損なわれている。従って、本件は最高裁判例の判旨の射程が及ばない事例（最高裁の判断枠組みは使えない）である。

本件は採択過程で選定委員会や教育委員会で教育的見地からの検討が全くされておらず、政治的影響が教育委員に及んでいて、教委と長との権限の分掌が機能していない事例が多数確認されている。さらに看過し得ない採択過程の瑕疵によって、採択結果が異なった可能性が高い。この場合は、採択とこれに基づく公金支出は一体の行政処分として違法である。

さらに、最高裁の判断枠組みを用いた場合でも、本件の公金支出が違法であることを主張した。

最高裁は「看過し得ない瑕疵」を「予算執行の適性確保の見地から看過できないもの」に限定しているが、具体的な判断基準は示していない。なぜかというと、限定の主旨は、教育委員会の判断に長による政治的影響が及ばないことと教育行政の安定を図ることだからである。したがって、教育委員会の判断が政治的に中立でなく自律性を欠いている場合は、その判断を尊重する理由がないと最高裁は示唆しているのである。

呉市教委の場合は、調査・研究委員会においてデータの水増し、改ざん、採択規程の濫用が行われており、選定委員会や教育委員会会議において、その事実や、膨大な数の誤記が看過されており、選定委員会のメンバーである部会代表校長が教科書や調査の内容を理解せぬ質問をしている等の事情から、指導主事以外の委員が採択にいたるプロセスに対し実質的な寄与を殆どしていないことが明らかである。

また、教育委員会が教科書評価の視点から「多角的に考察する工夫」という視点を除外したことには教育的見地からの理由は全く存せず、政治的影響を受けていることは明らかであり、採択される教科書に影響を与えたことは明らかである。

事がここに至っては、これに基づく支出はおよそ予算とされるべきものではなく、これらの瑕疵は「予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵」（行政処分の瑕疵）に該当する。

4　おわりに

裁判というものはつくづく難しいと思う。裁判官が何を求めて聞いてくる（尋問）のかすぐに理解できない。裁判官が原告に尋問して、原告の答弁の途中で「長い話になるのなら文書で回答してください。」と切ったのは、16 時。予定時間はあと 30 分もあるのに、自分から尋問したのにもかかわらず、なぜ発言を最後まで聞かないのか？報告集会で傍聴者から裁判長の裁判指揮に対して非難ごうごうだった。

後で鈴木弁護士に裁判官の出した「宿題」や日程を聞くと、

1　準備書面提出日　6 月 23 日 (金)
2　次回裁判日　　7 月　4 日 (火) １３：３０から 1 時間
　　次々回裁判日　　8 月 29 日 (火) １３：３０から 1 時間
3　原告への宿題
　・被告の「釈明」への反論をする。
　・3 月の教育委員会臨時会で、7 月の採択資料（調査研究報告書、総合所見、採択規程違反等）の瑕疵は治癒（改善）されていないことを立証する。
4　被告への宿題
　・採択規程 14 条で 3 月の各委員の再委嘱ができることを立証する。　　ということだった。

被告・呉市は本来なら今回までに「採択規程 14 条で 3 月の各委員の再委嘱ができること」を立証する準備書面を出さなくてはならなかったのに、それができていないのは「法的に難しいのではないか」と鈴木弁護士のコメント。いずれにしても、私たちは具体的違法事実を根拠に呉市教委の違法採択を追及し、呉市教育の「森友学園化」を食い止め、市民に教育を取り戻したいと考えている。

報告集会　発言しているのが下中奈美弁護士

2017 年広島日韓関係シンポジウム問題発言への公開質問状と経過
「女房現地調達」黒田発言に抗議する

土井桂子（日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク）

日韓関係シンポジウムにおける問題発言

3 月 24 日、広島国際会議場で開催された世宗研究所・韓国国際交流財団主催 2017 年広島日韓関係シンンポジウム「新しい日韓関係と未来ビジョン」に「慰安婦」解決ネットから二人で参加しました。主催団体は前朴政権寄りであり、受け入れの広島市立大学平和研究所にも問題が起こっており、不安はありましたが、その心配は的中しました。

問題が起こったのは、第２部、ラウンドテーブル討論の冒頭、登壇者自己紹介の中で、黒田勝弘駐ソウル産経新聞客員論説委員が「女房も『現地調達』した」との発言をしたのです。また在韓・在外被爆者の援護制度について長い闘いの歴史を無視した看過しえない発言があり、さっそく事務局で協議の上 4 月 10 日付で抗議と責任を追及する公開質問状を提出しました。主催団体と後援団体（広島市立大学広島平和研究所、駐広島大韓民国総領事館）の４カ所と当日の登壇者全員に送付し、併せて広島の市民運動の方々にも知ってほしいと考えいくつかの ML に送信しました。

抗議の公開質問状 ----------

財団法人世宗研究所、韓国国際交流財団、広島市立大学平和研究所、駐広島大韓民国総領事館への公開質問状

私たち日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワークは、日本軍「慰安婦」の被害者の名誉と尊厳が回復されることを願い、被害者たちの「二度と私たちがしたような残虐な体験を誰にもさせてはならない」という願いに共感して広島で問題の解決に取組んでいる市民です。

「新しい韓日関係と未来ビジョン」をテーマとする日韓関係シンポジウム第２部のラウンドテーブルにおける黒田勝弘発言に対し、質問状を提出することに致しました。　それは、自分と広島とのつながりを話される場面で「女房も『現地調達』した」と発言され、「配偶者（女性一般）をモノ（道具）扱いにした」発言だと受け取りました。この言葉は、日本軍が侵略戦争中に戦略上の必要から、食糧及び「慰安婦（＝性奴隷）」を「現地調達＝略奪／強制連行」した行為を指しています。そしてその過程でしばしば住民殺害が起こり女性に対しては性暴力が振るわれました。いわゆる「慰安婦」と呼ばれた女性たちは、当時日本の植民地であった韓国や台湾からアジア太平洋地域に送りこまれた女性たちだけではありません。中国、フィリピン、インドネシア、マレーシア、東ティモール、ニューギニアや南太平洋の島々の多くの女性たちが、文字通り『現地調達』されて日本軍によって各地に設置された「慰安所」に連行され、日本軍兵士たちの性奴隷として、自由を奪われ性の相手を強要され、反抗すると軍刀等も使った暴力を受けるという、言語に絶する苦しい経験を長期間にわたって強制されたことを考えてみてください。こうした事実に思いを馳せるならば、冗談にも「妻を現地調達した」などという表現をすることが、いかに女性の人権を無視しているのか、その発言者の恥ずべき女性観を明らかにしていると思います。　戦後日本がアジアに経済進出をしていく中で、また観光旅行の行く先々で女性を自分の性欲のはけ口として扱い、「現地妻」や「買春観光」という言葉も生まれましたが、女性・女性の性が道具として扱われていることを示すものです。特に「慰安婦」問題が討論の一つになる席での発言として、人権意識、女性の人権に対する認識のなさを披瀝したものではないでしょうか。国連の女性差別撤廃条約が発効し、1995 年北京で開催された世界女性会議で「女性の権利は人権です」と明言され、女性の人間としての権利の確立と女性に対する暴力や差別の撤廃に努力している国際社会だからこそ、今なお日本軍「慰安婦」問題のまっとうな解決が世界から求められ、「平和の碑」の建設が続いているのです。そのことを直視できないでいる日本社会の現実の一端が今回の発言に如実に現れたのではないでしょうか。　シンポジウムの登壇者が全て男性であることにもともと問題性を感じていましたが、「現地調達」という表現を使った黒田氏に苦言を呈する人が一人もいなかったことに私たちは強い憤りの念を禁じえません。

黒田氏はどのような考えでこの言葉を使われたのでしょうか。このシンポジウムを主催された貴団体に、その後どのような対応をされたのかお伺いしたいと存じます。

また、広島での開催で、原爆被爆の問題、特に在韓被爆者への援護の問題が話題に上がりました。もともと日本政府は被爆者援護制度に条件をつけ、国外在住者を援護策から排除しました。在韓／在外被爆者が勝ち得た援護策は被爆者自身のたゆまぬ努力があってこそ実現したにもかかわらず、ここでも黒田氏は、「日本政府からの支援があって被爆者手帳を持っている」と言い、日本政府や日本人、広島からの支援を陜川で計画中の資料館に明記して残すように要求しました。「被爆者はどこにいても被爆者」という名言は裁判を闘われた郭貴勲さんの言葉です。日本による朝鮮半島の植民地支配という歴史を捨象したままの日韓間の課題に関する討論は、砂上の楼閣を論ずるようなもので未来のビジョンを指し示そうという目的達成には程遠いと思います。講師選任に大きな問題があったのではないかと存じますが主催団体としてはどのような見解をお持ちでしょうか。今後も引き続き各所で開催されることでもあり、4 月中にご返答・ご見解を賜りますようにお願い申し上げます。　2017 年 4 月 10 日　----------

世宗研究所からの返信

その結果、4 月 25 日に世宗研究所から返信がありました。

土井様、はじめまして。

世宗研究所の陳所長の TA であるソンと申します。

広島シンポジウムは無事に終わりましたが、この度はご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。我々主催側の立場としては、

１．黒田勝弘を討論者として参加させた理由は、片方ではなく両方、つまり人々の多様な考えを集めてからこそ真の討論が出来上がるため、参加させていただきました。問題になりうる発言は参考にしておらず、報告書にも載せてないため、ご心配なくてよろしいかと思います。

２. これからのシンポジウムでは、黒田勝弘さんのような片寄った考えを持つ人物は参加させないように注意します。

今回のシンポジウムに関心をお持ちいただき、誠にありがとうございました。上記のようなことに関しては再びお詫び申し上げます。土井様にフィードバックを参考にし、次には改善されたシンポジウムを開きたいと思います。これからも暖かい視線で見守ってください。どうぞよろしくお願い致します。ソン。

再度の要請

この内容は明らかに私たちの問いに応えていません。「韓国の原爆被害者を救援する市民の会広島支部」から在韓被爆者支援事業に関する発言についても問題があるので一緒に取り組みたいと申し出がありましたので、4月29日に再度要請しました。

世宗研究所　ソン様

4 月 25 日付メールを拝受し、事務局内で検討させていただきました。しかしながら、頂いた文面からは私たちが問題にした事柄に関して「黒田発言を除けば問題はなかった」かのように受け取れる回答で、とてもこのままで納得できるものではありませんでした。

１）私たちが問題にしているのは、「片方ではなく両方、つまり人々の多様な考え」といった類のものではなく、黒田氏の女性蔑視観、それに「現地調達」という軍事用語の意味（＝人道に対する罪という戦争犯罪行為）を全く理解していない「無知と偏見」に基づくジャーナリストとしての資質が疑われる発言です。いうまでもなく「多様な考え」に「女性蔑視」や「無知・偏見」を入れることは許されません。

２）在外／在韓被爆者が、その存在と戦争被害者としての人権を日本政府に認めさせるのに長年闘ってきたという歴史を黒田氏は全く無視しており、ここにも彼の無知と偏見が露呈しています。

３）こうした重大な問題を含む発言にもかかわらず、ラウンドテーブル参加者も主催者側も問題にしなかったこと。

４）「発言は参考にせず、報告書にも載せない」のなら、無知、偏見、蔑視など、どんな発言をしても良いということになり、問題解決につながらず、未来志向の関係を築くことを目的としたシンポジウムとして相応しくないこと。

関係４団体中唯一ご返信をいただいた労は多としますが、日韓間の、特に民間、市民間の未来志向的関係を深めるためにも、内容のあるご回答がいただけることを念願しております。改めてお返事をいただきますようにお願い申し上げます。4 月 29 日

二回目の回答

そして 5 月 24 日に世宗研究所と韓国国際交流財団の連名で二回目の回答を受け取りました。

黒田氏をラウンドテーブル参加者として招待したということは、間違えた選択でした。今後、韓国国際交流財団と世宗研究所は、深く反省し、今後に施行する事業には二度と間違えた選択をしないように人選に最善を尽くことを約束します。

１．黒田氏の「現地調達」という表現は、個人が無知であることを皆様の前で知らせたことであると思います。また、自分の妻を対象にして、そのような表現したことをラウンドテーブル参加者が指摘することは難しかったと思います。その理由としては、まず、ラウンドテーブル参加者の発言は、事前に議論し、合議した内容ではなく個人の発言であります。従って、ラウンドテーブル参加者が 黒田氏の「現地調達」の表現を問題とすれば、参加している皆様の前で公開的に無視することと共に個人の家庭（内政問題）に関与することで、みんな我慢していたと思います。帰り道で、ラウンドテーブル参加者の中で、黒田氏にむけ、直接に発言が強いので、少し和らげて下さいということもありました。

２．黒田氏が陜川で計画中の資料館に明記して残すよう要求したことに関して、韓国国際交流財団と世宗研究所は、陜川郡の主管事業に公式的あるいは非公式的な意見等を伝える必要性を感じてないので特別な措置を取らないことを約束します。黒田氏が要求することは、陜川郡が自ら決定することで、我々が要請する特別な意味を持ってないからであります。

今後とも韓日関係の発展にご関心を頂きますようにお願い申し上げます。また、貴機関の永遠な発展を祈ります。

2017 年 5 月 24 日　韓国国際交流財団世宗研究所

残念ながらこれも十分な回答にはなっていません。また後援団体の広島市立広島平和研究所、駐広島大韓民国総領事館にも責任の一端があると考えていますが、返事は来ていません。

現在、教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま、第九条の会ヒロシマ、ピースリンク広島　呉　岩国、Little Hands、日本基督教団西中国教区性差別問題特別委員会、そして「韓国の原爆被害者を救援する市民の会広島支部」の６団体が共に取り組むと賛同してくださっています。韓国の原爆被害者を救援する市民の会からも被爆者発言に対して見解が出されるようです。

今後も皆さまのご意見やご賛同をいただきながら、黒田発言を追及していく所存です。私たちと一緒に取り組んでくださるよう呼びかけます。（2017 年 5 月 31 日）

6月議会で岩国市長、「空母艦載機受入れ」を決定か？
茶番の住民説明会で最終判断をおしつけ！

田村順玄（岩国市議・リムピース共同代表）

主役が入れ替わる岩国市の変貌

岩国市は 11 年前、合併して 870 平方キロという広大な町になった。しかし人口は 14 万人弱、過疎と高齢化でドンドン寂しい町に変わっている。その一方、市民が望みもしないことである空母艦載機が 61 機厚木基地から移転して来るが、それに伴い 3,800 人の米兵・家族も引っ越してくる。海兵隊に海軍が加わり、米軍人や家族の総数は 1 万人を越え、主役が入れ替わるおかしな町の出現である。

この町には映画館の一か所もなく、岩国市が殆ど財政援助をして救急医療を担っている医師会病院は、4 月から外科の医師も居なくなり、深夜の救急患者受入れも出来なくなった。 日中でも外科手術は行われないが、岩国基地では最近デラックスな病院が完成し、娯楽施設もボーリング場や映画館、大型スポーツ施設も完備し「無いものがない」という贅沢な施設が整っている。そうした、市民の住生活とはかけ離れた町の実態が目の前に展開している。

61 機の空母艦載機が厚木から移転してくる

こんな岩国市で、ここ十数年市民が翻弄されてきた「米軍再編計画」が大きく動きだした。岩国市が基地の町として最終的に生まれ変わる、国からの押しつけ儀式が今完結しようとしている。厚木から、第 5 空母航空団に所属する米海軍航空部隊の航空機がそっくり岩国基地に移転する。横須賀を母港とする空母「ロナルド・レーガン」の艦載機 61 機が、2017 年中に岩国基地へ移転してくることが決まっているのだ。つまり今年のことだが、5 月中旬横須賀港を出港したロナルド・レーガンが今は洋上で任務に付いている。それが夏から年末頃には横須賀に帰ってくることになり、今度は艦載機も厚木でなく岩国基地に帰ってくるのだ。

これまでも述べてきたが、厚木基地の空母艦載機は周辺に住む 200 万人以上の人々に永い間、大きな爆音被害を浴びせかけてきた。日米政府はこれを解消しようと永い間企みを続け、ようやく岩国基地への移転を果たそうとしている。そのために、数十年かけ岩国基地の沖合移転事業を進めてきたが、それが数年前に完了した。

市の容認決定を待つばかり

多くの地上支援施設も建設がほぼ終わり、今やいつ艦載機が岩国に移っても対応可能な状況が出来上がった。あとは受入れの当該基地がある「岩国市」という自治体の、容認決定を待つばかりの状態まで整った。岩国基地では防衛省に言わせれば、「艦載機部隊受入れの為に国が基地に投入した施設整備費は 6000 億円余」という多額の税金。これがこれまで国は「準備行為」という甘い言葉で片づけてきた。しかしまだ正式な答えは出していない。岩国市長は未だ「艦載機移転は容認していない」と、マジックのような言葉で誤魔化してきた。今は最終的に、受入れ環境のキモとなる国の諸施策のおねだりをあれこれつぶやいている。

そのための最終儀式が、この 5 月中最盛期となり、6 月 2 日から始まる定例議会中に公式見解として「艦載機受入れ」を決定すると見られる日程が固まってきた。

岩国市長は、6月議会「容認決定」のプロセスに幾つかのハードルを作り市民にパフォーマンスを見せつけた。5 月 14~15 日には沖縄県を訪問し、稲嶺名護市長と会見した。名護市長とはほとんど噛み合う発言も無く、名護市長は「何をしに来たのか」と取材した記者団に話しかけたほどの滑稽さだった。岩国市長は、辺野古の新基地建設現場にも入ったが全く工事を開始している状況は確認出来ないのに、「辺野古新基地の工事は始まっている」と言い切った。

辺野古新基地の建設が確実に進めば、これをもって普天間基地の返還は現実のこととなるという現象判断で、「普天間返還なくしての艦載機先行移駐は無いという確信を得た」と自信を持って発言を続けた。ところが 5 月 30 日、ビッグニュースが飛び込んできた。

沖縄県知事の新たな裁判で艦載機先行移駐はどうなる？

沖縄県知事が辺野古新基地の工事差し止めを実現するために、7 月にも新たな裁判を起こす決意を固めたのである。これでまた辺野古新基地の建設工事は振出しに戻る。わざわざ沖縄まで訪れ、自身が容認の要件の一つとしてきた普天間基地の返還のストーリーがまた変わってきた市長の 6 月議会での容認決定に、大きな瑕疵が残ることになる。こうした動きのはざま、5 月 21 日と 23 日に岩国市は市内 4 ヵ所で住民説明会を開催した。しかしその開催場所は 21 日 1 日で 2 時間毎 3 ヵ所の説明会、しかも開催場所は基地

5 月 5 日岩国米軍基地開放デー　オスプレイの前に列が…

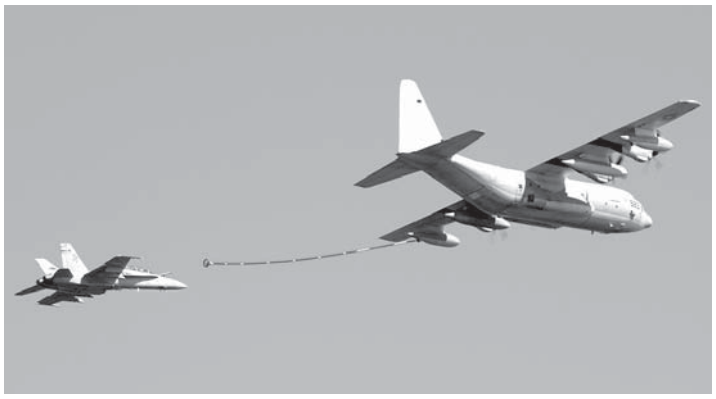

空母艦載機に空中給油している（写真提供 YO さん）

から数十㎞山間部の合併新市地域。人口も減り勿論基地の迷惑など関係無い町での開催であった。

住民説明会の滑稽さ

案の定、少ない参加者でしかも「あれを、これを！」と関連する振興策の要望承りの会の態であった。肝心の、米軍スポーツ施設や米軍住宅が立つ愛宕地区や多くの米兵が住む川下地区での具体的意見を聞く場所は会場とせず、旧岩国市の全市民的な課題だからと市の中心部である「シンフォニア岩国」という大型施設1ヵ所に絞り23日に最後の説明会を開催した。

それも午後7時から、しかも2時間と時間を絞り多くの市民が発言を求める説明会となったが、結果は市側のやらせ質問で準備した容認派市民の発言が優先化され、さっさと形式的に説明会は推移した。容認決定反対を訴える市民は幾ら挙手をしても当てて貰えず、2 時間が過ぎた時点では十数人が指名されず不消化の説明会となった。

市民団体による岩国市への要望

市が開催した説明会の初日、21日の14時半「異議あり！基地との共存実行委員会」に結集する5つの市民団体は以前から予定していた第1回連続学習会を東京新聞「半田滋講演会」として予定通り開催し、180名の参加者で大盛況だった。会場は150人という公称定員だから立ち見も出てびっしり満員の盛況、今更ながら艦載機の移転問題に寄せる市民の関心の高さを再認識した。こうした中での活動の成果を、いよいよ市長の容認決定にぶつける時間が迫ってきた。

5月30日、半田滋講演会に結集した5つの市民団体は岩国市に改めて要請行動を行った。今あらためて、空母艦載機の移転受入れ決定を考え直し、住民説明会をやり直すことと、決定まえに「住民投票」を行えという要請である。

そして、艦載機受入れについて「パブリックコメント」を行うよう求めた。要請交渉のあと、代表は地元記者クラブで記者会見を行い、こうした要請の趣旨を徹底しメデイアに訴えた。

このあと、受入れ容認へ市長のプロセスは、31日に市議会全員協議会を行い、政府から関係者が出席のもと最後の説明を行う。約2時間、議員一人5分間という短時間の質問を行い議は尽くしたという「手続き」を終えれば、6月2日からの定例市議会へと舞台を移す。

13日からの議員の一般質問を終え、恐らく23日の6月議会最終日、岩国市長は空母艦載機の岩国基地移転容認を最終決定するのだろう。厚木艦載機の岩国移転問題は 2017 年中残りの9ヵ月の内に、恐らく岩国基地 160 機の航空機が居並ぶことになろうが、私達はまだまだ降参したわけではない。

こんな筈では無かったと、後悔しない岩国基地のたたかいは、まだまだ当分続きそうである。

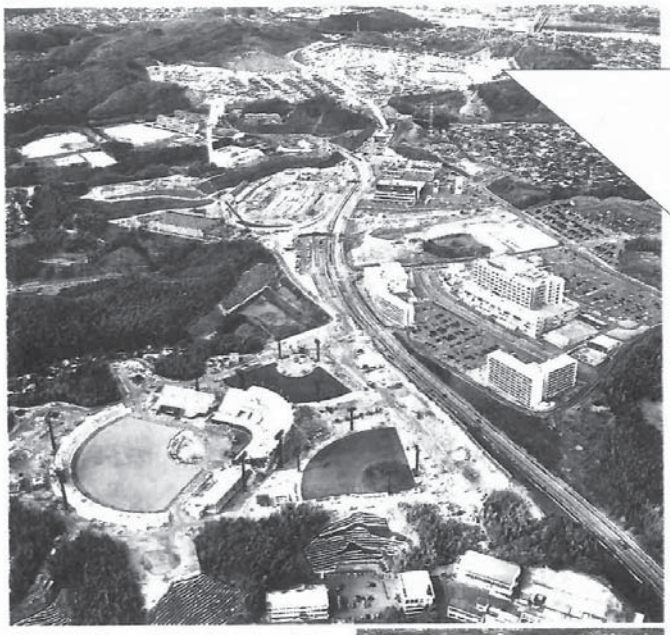

建設が進む米軍家族住宅（2月24日）

上米軍に提供される野球場（手前左）などの運動施設や家族住宅（奥中央）の整備が進む愛宕山

下米軍関連施設の建設が本格化する前の愛宕山（2015年10月）

中国新聞 2017・5・12

愛宕山地区

家族向け住宅7月完成

運動施設 市民と共同使用

岩国基地から西に約3キロの愛宕山地区では、中国四国防衛局が艦載機移転のために必要な米軍施設を建設している。米軍家族住宅エリア（約28ヘクタール）と運動施設エリア（約16ヘクタール）で構成され、市は施設整備を「準備行為」として認めている。

中国四国防衛局は2月、施設の中で最も早い3月末に完成予定だった野球場が、4カ月遅れて7月末にずれ込む見通しを発表。観覧席を支えるコンクリート部材を造る工場が昨年4月の熊本地震で被災し、部材の搬入や施工に遅れが生じたためと説明する。

ことし5月末には米軍家族住宅262戸のうち半数の131戸が完成し、7月末には野球場とともに残りの131戸も完成する予定だ。コミュニティーセンターは10月末、陸上競技場は2018年2月末の完成をそれぞれ目指している。

運動施設エリアは米軍と市民が共同で使用することを前提に建設される。開門時間内であれば原則、身分証などをチェックされることなく自由に立ち入りできる。使用料や予約方法などの詳細な使い方については、市と国と米軍の3者で協議を進めている。

ヘリ空母「かが」の呉配備、「いずも」「さざなみ」の米艦防護に抗議する

西岡由紀夫（ピースリンク広島・呉・岩国 呉世話人）

「かが」の呉配備に抗議

2017 年４月３日、前月 22 日に就役したばかりのヘリ空母「かが」が、海上自衛隊呉基地に配備された。この日、わたしたちピースリンクは、海自呉地方総監部に対して「内閣総理大臣・防衛大臣・海上自衛隊呉地方総監」宛に「ヘリ空母『かが』の呉配備に抗議する」 申し入れを行なった。抗議文の中で、＜多くの市民の反対の声を無視して成立した特定秘密保護法や集団的自衛権行使を容認する安保関連法（いわゆる戦争法）のもとで、 海外に派遣された自衛隊員は「殺し殺される」状況に直面する危険が高まっている。（中略）政府は安保関連法（戦争法）制定時の理由として、日本を取り巻く「安全保障環境の悪化」 を理由として挙げた。そうであるとすればなお一層、自衛隊の増強という「力」ではなく、外交で交渉する「対話」 こそが正に追求されなければならない。「かが」配備は自衛隊における「軍備増強」にほかならず、「軍拡競争」という「安全保障のジレンマ」 を一層進めてしまうものである。こうした事態からの脱却を市民として求める＞と訴えた。

ヘリ空母「かが」、「いずも」

この度、配備されたヘリ空母「かが」は、23 中期防（中期防衛力整備計画　2011 年４月～ 16 年３月） に基づく 24DDH （「平成 24 年度」予算で建造されたヘリ搭載護衛艦）として、22DDH として先に建造されたヘリ空母「いずも」の２番艦で、ジャパンマリンユナイテッド横浜事業所磯子工場で、2013 年 10 月７日起工、2015 年８月 27 日に進水、2016 年８月５日に公試開始、2017 年３月 22 日同工場で引き渡し式と自衛隊艦旗授与式が行われた。建造費用は 1,155 億円（新聞報道では約 1,200 億円）で、全長 248 メートル、基準排水量は 19,500 トン、満載排水量 26,000 トン。これまで呉にいた「いせ」 に比べ基準排水量で 5,550 トン、全長で 51 メートルも大型化し、「いずも」とともに海上自衛隊最大の艦船であり、全通甲板のヘリコプター５機のサイトを装備し 14 機のヘリコプターが搭載可能である。防衛省ではヘリコプター搭載型護衛艦という言い方だが、世界的に見れば、ヘリコプター空母（航空母艦）である。

艦名の「かが」は、かつて日本海軍の航空母艦「加賀」を思い起させる。当初は戦艦として建造されたが、ワシントン海軍軍縮条約の結果、改装された大型空母（全長 238 メートル）で、1932 年第一次上海事変で実戦参加し、1941 年 12 月の真珠湾攻撃にも参加し、1942 年６月ミッドウェー海戦で大破し沈没した。

海上自衛隊呉基地　４月３日（筆者撮影）

この度のヘリ空母「かが」配備の結果、ヘリ空母は「ひゅうが」DDH-181（舞鶴）、「いせ」DDH-182（佐世保）、「いずも」DDH-183 (横須賀)、「かが」DDH-184（呉）の４隻となり、護衛艦隊の４護衛隊群のそれぞれに配備され、海上自衛隊は艦船の大型化を一層すすめた。

呉基地の拡大と「総合基地」への変容

1954 年呉地方総監部創設以来、呉基地は「掃海」と「潜水艦」を特色とする基地であった。「潜水艦」は「おやしお型」に加えて 2009 年より「そうりゅう型」を併せて 10 隻の潜水艦隊と潜水艦教育訓練隊（練習艦隊）をもつ、日本最大の潜水艦基地である。特に 1980 年代以降、基地の拡大と艦船の大型化が一段と進んだ。神戸製鋼の跡地の基地利用、Ｆバース・Ｓバースの延長、昭和埠頭の基地利用と、拡大の一途をたどり、2015 年にはＦバースは 240 メートルからさらに 420 メートルに延長された。「護衛艦」のみならず、1987 年の補給艦「とわだ」、1998 年３月の強襲揚陸艦（輸送艦）「おおすみ」、掃海母艦「ぶんご」の就役を契機として艦の大型化も進み、現在は強襲揚陸艦「おおすみ」「しもきた」「くにさき」の３隻、2011 年就役のヘリ空母「いせ」（佐世保に移籍）、そして、この度のヘリ空母「かが」を擁するに至った。そうした中で、1991 年のペルシャ湾への掃海艇派遣、翌年のカンボジアＰＫＯ派遣に始まる相次ぐ「海外派兵」が「専守防衛」の枠を超えて続けられた。2001 年からの対テロ特措法では補給艦「とわだ」は７度にわたって派遣され、2003 年からのイラク特措法、そして今もソマリア（ジプチ）派遣は継続している。 こうして、呉基地は、「後方支援」型の基地に加えて「海外派兵」に向けた「出撃基地」の機能を併せ持つ「総合基地」に変容してくる。その典型として、この度の「かが」の配備があると判断している。

ピースリンク広島・呉・岩国の抗議活動

ピースリンクは、国際平和都市ヒロシマを取り巻く半径約 20 キロメートルのところに海上自衛隊呉基地があり、約 30 キロメートルのところには米軍岩国基地があるなど、「広島・呉・岩国」地域を問い直し、戦争をになう「広島・呉・岩国」を許さないと市民が連帯して活動を続けている。その活動の中で、ヘリ空母「かが」 が呉に配備されるのではないかと話し合ってきた。ウィキペディアの「かが」の項には「2017 年３月 22 日竣工」「呉配備」（「いせ」は佐世保）と記されていた。また、月に一度、呉駅前の街宣で「呉市民の中には自衛隊員もいる」「呉を出撃基地にしてはならない」「自衛隊員を含むすべての市民の命が大事」と訴え続

けてきた。呉配備当日の４月３日は申し入れのみ実施したが、４月 23 日にはアレイからすこじま公園から「平和船団」を出してゴムボートによる「海上デモ」を行ない、自衛隊員に直接訴えた。さらに、４月 30 日には、呉のゴムボートをワゴン車に積み込んで横須賀で現地の仲間とともに湾内の「海上デモ」及び市内の「月例デモ」に参加して、連帯し交流した。翌５月１日、横須賀基地に停泊するヘリ空母「いずも」が、米艦防護のため出港するという。ピースリンクは、ヨコスカ平和船団とともに、緊急の抗議活動を行なった。翌２日には、呉基地から護衛艦「さざなみ」が出港し、「いずも」に合流しで米艦防護にあたった。これは「戦争法」の更なる実働化である。しかし、それは集団的自衛権の行使とは別の、自衛隊法 95 条の「武器等防護」を根拠とする「平時」の米艦防護であり、防衛相の命令だけで実施できるというのである。

今回、日米で一緒に行動した「リチャード　E．バード」という艦名の補給艦は米艦船によくある人名で、1926 年航空機による初の北極点到達を成し遂げた海軍少将の名まえである。４月 30 日の海上デモのときに、米軍横須賀基地の沖合の東京湾に停泊していた。「海上デモ」終了後、確認しに行こうということで、筆者（西岡）も乗った横須賀平和船団のモーターボートで近づいていった。「リチャード　E．バード」艦には錆も所々で出ており、かなり使い込んでいる印象を受けた。調べてみると 2008 年就役だ。そしてさらに近づくと、急にサイレンが鳴り「直ちに船から離れなさい」という強力な警告が行われた。こうした警告は米艦ではいつも行われるとのことであったが、何も寄せ付けない実に威圧的な大きな音であった。

米艦防護にあたる護衛艦「さざなみ」

今回、海自初の米艦防護は、横須賀を定係港とするヘリ空母「いずも」と呉を定係港とする「さざなみ」が、太平洋上で合流して「武器等防護」にあたったが、中国新聞（５月４日付）によると、今回の出港は「いずも」が所属する横須賀基地の司令が指揮を執っている。海自呉地方総監部によると＜「15 日にシンガポールである国際観艦式に参加するため、四国沖でいずもと合流して向かうとしか聞いていない」としている。その過程で米補給艦の防護に当たったとみられる。今後、呉基地を母港とする艦船が米艦を防護する見通しについては「予定は聞いていない」としている＞とのことである。今回の作戦行動は「中央で一方的に決定がなされている」との印象を強く受ける。そうして、自衛隊は専守防衛を踏み越え、日米の一体化が進むことは非常に問題である。この「いずも」の姿（横須賀）は、まさに明日の「かが」の姿（呉）ではないか。ピースリンクとしては、「さざなみ」呉出港への抗議行動を実施できなかったが、その危険性を広く市民に伝え、ピースリンクとして声をあげ続けなければならない。なお、国会での質問にも稲田防衛相は「実施の逐一についてはお答えすることは差し控えさせていただきます」。任務を発令したことすら認めない。また、安倍首相も説明を拒んだ。日米両政府から米艦防護の実際についての具体的な説明はない。

2017 年 5 月 1 日　横須賀

今後も続くピースリンクの運動

ピースリンク広島・呉・岩国は、今後とも「ヒロシマの心」（国際平和都市）をその足元からに実現すべく、市民の声として＜平和＞を訴え続ける。この変化を見極め、今後の運動をすすめるために、この度、ピースリンク叢書１６号『変わる自衛隊とアジア最大の米軍航空基地　岩国―許すな！戦争をになう広島・呉・岩国―』を発行した。（詳細は 23 ページ）ご参考にしていただければ幸いである。

中國新聞　2017年（平成29年）5月2日（火曜日）

安保法新任務を初実施

北朝鮮けん制　海自、米艦防護

海上自衛隊のヘリコプター搭載型護衛艦「いずも」は1日午後、房総半島沖で米海軍の補給艦と合流し、安全保障関連法に基づき米軍の艦艇を守る「武器等防護」を実施した。自衛隊が安保関連法の新任務に当たるのは初。緊迫する北朝鮮情勢をにらみ、日米の連携強化をアピールする狙いがある。憲法違反との指摘もあった安保法施行から1年余り。自衛隊が日本海に入った原子力空母カール・ビンソンと訓練を共にし、米艦防護にも取り組むなど、加速する一体化への懸念もある。（2・3・25面に関連記事）

一体化加速の懸念

安保関連法に基づく「武器等防護」のため、米海軍補給艦（手前）と共に航行する海上自衛隊の護衛艦「いずも」（1日午後5時57分、伊豆諸島・神津島沖）

昨年3月末に施行された安保法を巡っては、南スーダン国連平和維持活動（PKO）の陸上自衛隊部隊に同11月、「駆け付け警護」が付与されたが、実行されていない。米艦防護の実施で初めて実際の運用が始まった。

いずもは海自最大の艦艇で、1日午前に横須賀基地を出港した。周辺の警戒監視などの防護活動をしながら、2日間ほど太平洋を四国沖まで航行。防護を終えた後、シンガポールの国際観艦式に参加する。

米補給艦は北朝鮮の弾道ミサイル発射に備えて日本付近に展開中の米艦船や、カール・ビンソン周辺の船

に燃料補給する可能性がある。

岸田文雄外相は1日、訪問先のトルクメニスタンで「日米同盟の抑止力、対応力が強固であることを示すという意味で大変有意義だ」と述べた。

米艦防護のイメージ
100km
北朝鮮
平壌
ソウル
韓国
原子力空母カール・ビンソンが展開
日本
東京
いずもと米補給艦が合流
2日ほどいずもが米補給艦を防護
米補給艦は別の米艦と合流へ
いずもはシンガポールへ

カール・ビンソンは4月23日からフィリピン海で海自と共同訓練を開始。同29

日に長崎県沖の日本海に入るまで、陣形を整える動きや通信訓練を繰り返した。空自のF15戦闘機も空母艦載機と戦闘訓練を実施した。

武器等防護は自衛隊が弾薬や艦船を守る任務で、安保法で対象を米軍などの他国軍に拡大。平時や特定の国からの武力行使に至らないグレーゾーン事態の下で「日本の防衛に資する活動」に当たる他国軍が対象となり、主に米軍艦船の防護を想定している。武装集団な

どから攻撃を受けた際、自衛隊が武器使用を迫られる可能性もある。

政府は武器等防護の運用指針で、武力行使と一線を画すため「現に戦闘が行われている海域」では行わないとし、武器使用も「極めて受動的かつ限定的な必要最小限のもの」と定めている。

安保法は従来の憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を可能とした。違憲との批判が相次ぎ、各地で訴訟も起きている。

米軍補給艦「リチャード E. バード」

ヘリ空母「いずも」と護衛艦「さざなみ」が防護にあったという。

沖縄と私

多賀俊介（広島・沖縄をむすぶつどい）

今、沖縄について語ることは辛い。書くことも辛い。好きなのに加害者である自分がその状況を変えていく力の足りなさに言葉が出ない。依頼されて、文を寄せることにどのような意味があるのか迷いながら、何かの参考になればと、とりあえず沖縄と私の関わりを書いてみる。

沖縄との出会い

私と沖縄との最初の出会いは 1970 年の大学 3 年生の時、先輩の沖縄村落調査の手伝いで訪問した時である。予防注射をし、110 ドルを準備し、鹿児島港で身分証明書に入国審査官のサインをもらって、おとひめ丸に乗船。翌日、那覇港で「RYUKYU GOVERNMENT」スタンプをもらって上陸。まだ米軍占領下の沖縄で過ごし、ものすごいカルチャーショックを受けた。疲れて先輩とケンカして先に帰った時は、もう 2 度と来ることはないだろうと思っていた。しかし、この時のいくつかの体験が私の沖縄に向きあう原点となった。琉球大学のベンチでお聞きした仲松弥秀先生の「たとえば名古屋（戦後愛知県で教員をされた経験がおあり）には白い花が、広島には赤い花が、沖縄には沖縄の花があり、みなそれぞれにあって、美しいのじゃないですか」との言葉は、「本土」の沖縄差別、皇民化教育のために、沖縄独自の文化が、そしてそれを持つ人々が犠牲となったことについての、「本土」から来た私たちへのメッセージであったと思う。私が大切にする「多文化共生」の言葉が広く使われるようになった数十年前のことである。琉球大学の学生との交流飲み会で、私が「沖縄の人は、私たちを特別の目で見ている気がする。」と感想をもらした時、琉球大の学生が一斉に「それはあなた、あなた達だ！」と声を挙げた。「本土」の沖縄への差別の歴史を学んでいなかった私は驚いたが、その後、沖縄の歴史を学ぶ中で、彼らの気持ちが分かるような気がするようになった。ある旅館で広島から来たと告げると「広島は原爆で草木も生えないそうですね。」と言われ広島への無知・無理解に驚いたが、後で、私自身が沖縄戦について無知であったことに気づかされた。

95 年ヌチドゥタカラ（命こそ宝）ひろしま政策テレカ（画：池松綾子）

沖縄を学ぶ

その後、名護市職員となった先の先輩の誘いで、名護市の赤土流出問題対策調査団に加わり沖縄を再訪するようになり、しだいに沖縄が好きになってきた。その時、名護市市政を牽引していた若手職員で、「逆格差論」で本当の豊かさとは何かを問題提起していたのが後に市長となり亡くなられた岸本さんであった。大学卒業後に非常勤講師でお世話になった高校で、前広島沖縄県人会会長太田弘先生、今も共に活動する中村盛博先生に出会い、「本土」で暮らす沖縄出身者の思いにも触れるようになった。

専任教員となったカトリック女子校で、ボランティア活動について学び始めた。その時、広島 YMCA で障がい者問題など様々なテーマで「市民講座」を開いていた一泰治さんと出会った。この頃、「被爆者相談員の会」等で被爆者との太いパイプを持っておられた一さんのところに、沖縄の那覇市市職労からこども達の平和学習での広島訪問の相談が来た。そのことが話題になるころ、ボランティア活動に熱心に取り組んでいた生徒が「私の学校に沖縄に強い関心を持っている先生がいますよ。」と私の名を挙げた。そこで一さんから声がかかった。それまでお互い沖縄への関心について話したことが無かったが、一さんも「復帰」前の沖縄を訪問し強い関心を持っていたことがわかった。

1984 年夏、沖縄の子どもたちを連れて最初の訪問団が来た。リーダーの宮里千里さんは沖縄の歴史・政治に詳しいだけでなく、自ら久高島の伝統的祭事（イザイホー）を録画記録したり、本を書いたりされる方でほぼ同世代の私は圧倒された。後に、那覇市長時代の翁長雄志県知事の片腕としての働きをされたと聞く。この訪問を受け、一さんが、今度は広島の子どもを連れて、沖縄を、沖縄戦を学ぶきっかけを創る旅をしようと発案し翌年春 3 月 26 日（アメリカ軍が慶良間諸島に上陸した日）に合わせ実施することになる。そして、お互いの交流活動を基礎にしながら、さらに学びあうために会を立ち上げようとの一さんの提案で、「広島と沖縄をむすぶつどい」を立ち上げ定期的な学習会を始めた。私は会を作る思いとして「人と人とが、互いの悩み苦しみを共感しあい、希望を語り合うことで繋がっていくことを欠いては、平和はつくれません。広島の人々と沖縄の人々とは、ともに第二次世界大戦で大きな戦禍を受け、平和への強い思いを持っています。しかし、互いの理解は充分ではありません。私達は、その人々と交流をはかり、学びあってきずなをつくっていくことで、平和と命を大切にする社会の実現にむけて努力したいと思います。」という文を寄せた。

差別と偏見の克服

その後、子どもたちの交流を続けながら、糸数惠子さんや山内徳信さん達などを沖縄からお招きしただけでなく、太田弘先生や中村さんはじめ広島に住む沖縄出身者の思い（差別的な体験も含め）を学ぶ学習会を今日まで続けてきた。ある学習会で、宮古島出身の青年が「おまえら沖縄のもんは、熱帯魚を食ようるんじゃろと言われた」とポツリと言った。沖縄の魚は熱帯魚だから、それは間違いではないが、カラフルな沖縄の熱帯魚を食べるひどいやつという差別的ニュアンスで言われたのに傷ついたのだなと感じた。沖縄の人への差別なんて無いと言う人が多いが、当事者の様々な体験と思いをしっかり聞いてみないとわからない。なにげない言葉のなかに、にじみでる差別意識に敏感であることが大切だと今も心に留めている。私が最初に沖縄を訪れた時の琉球大学学生の反応のことを忘れない。高江の現場で座り込みしている人に「土人」発言をした若い機動隊員にはその発言の意味を深く考えて欲しいと願う。発言を擁護した政治家と同じになって欲しくない。

子ども達との沖縄訪問では戦跡はもちろん辺野古にも訪れた。エイサーも共に楽しんだ。初期には被爆者にも同行してもらった。悩み苦しみの共感を私は期待したが、ある被爆者の方が広島に帰られる時、「やはり、私たちの方が悲惨な体験だった。」ともらされたのにはがっかりした。一方で、沖縄戦体験者の安里要江さんが広島に来られた時、迎えた沼田鈴子さんを見て、安里さんが「あなたもがんばって来たのですね」と声をかけられ、沼田さんと抱き合い話しこまれた姿は今も忘れられない。勤務校でも沖縄修学旅行を提案し、戦跡やアメリカ軍基地を巡り、ひめゆり学徒隊の方の証言やチビチリガマで知花さんのお話を聞くこと、小橋川さんから基地返還の取り組みを学ぶことが定着していった。「むすぶつどい」は、ジュゴン訴訟の問題では他団体との共催にも取り組み東恩納さんをお招きする手伝いもした。

それなりにがんばって来たつもりではある。だが、状況はなかなか改善されない。むしろ「本土」側が重ねて沖縄の人々に苦難をしいている。沖縄の自然や文化が好きと言いながら基地問題には無関心をよそおう差別が強まっている。そのような思いがあるなか、2012 年の「沖縄その文化にふれる集い」に参加した時、講師の金城馨さんの言葉が胸に響いた。「沖縄が好きで沖縄のためにがんばっている」と簡単に言う人がいるが、それは自己満足にすぎないのではないかと。自分のやってきたことは自己満足で終わるレベルでなかったか。本当の解決に力になっているのだろうかと考えた

沖縄独立論

2014 年にピースボートに乗船した。乗船者の沖縄の人が沖縄タイムスと琉球新報を掲示し、自作の川柳をテーマに沖縄を考える自主講座を開いたが参加者はわずかであった。参加者から「沖縄は基地問題の政府の対応に不満なら独立したらよい。」との発言があり、思わず発言した。「本土側の人間がそれを言うのは自分たちに都合のよい理屈で、独立してもらえば他国のことと切り捨てられるとの気持があるのでは。」と。「独立したらよい」との発言者は場を離れ、話合いはそこで途切れてしまった。沖縄独立論に賛成と言う「本土」の人の声を時々聞く。それを言うことで沖縄の人に同情しているポーズを示し、差別の側にいることを隠しているのではと考えてしまう。高江、辺野古の基地反対座り込みに参加したと誇らしげに言う人がいる。確かに、参加したことには意味があり感心するが、それを誇らしげに言う人、あなたはまだ行ってないのかだめじゃないかと言う人には正直違和感を持つ。参加したことで自己満足していないかと言いたい。集会で、「沖縄のために何かできることがありますか」との発言が時々ある。沖縄を苦しめているのが「本土」側の私達だということを抜きにした同情の気持だけではだめではないか、日米安保体制とどう向き合うかを考え行動しないといけないと思う。しかし、一方で、根底にある沖縄差別を含めた問題の本当の解決は何なのか見いだせず、権力の大きな力の前に無力感を覚える自分がいる。

不屈の沖縄

先日、映画「標的の島　風かたか」を見に行った。三上智恵さんは「しかし勝算はなくても、沖縄県民は辺野古・高江で基地建設を進めるトラックの前にたちはだかる」と。2015 年の夏に、一さんと辺野古を訪れた時に見た看板に「不屈」の文字を見て感銘を受けたことを思いだした。

2014 年末より「広島・沖縄をむすぶつどい」は「沖縄辺野古に新基地をつくらせない広島実行委員会」に加わり、集会の企画等を通じて私自身新しい方々と出会い新しい学びをしている。集会に、驚くような金額のカンパをくださる方もいる。主催者側として責任を感じる。現実は厳しいが、「がんばったがしかたなかった」だけで終わらせたくない。沖縄のためというのではなく、今、広島の地で、自己満足で終わらない広島と沖縄をむすぶ活動は何なのか。常に振り返り考えながら、自分としてできることを一歩一歩、迷いながら精一杯やって行きたい。

5.3 ヒロシマ版総がかり憲法集会

市民と野党共闘で安倍政権をとめる！

清水雅彦教授

この清水雅彦講演は、テープ起こし（佐々木孝）、まとめ（岡本珠代）、約 8000 字にさせて頂きました。この報告の責任はすべて事務局にあります。

清水雅彦（日本体育大学・憲法学）

はじめに

日体大で日本国憲法を教えているが、3 年前発足した「戦争させない 1000 人委員会」の事務局長代行、昨年 9 月から九条の会の世話人をつとめている。昨年は画期的な野党共闘が実現して、私も選挙の応援演説をした。4 月 26 日の衆参両院の憲法施行 70 周年の記念式で、安倍首相は、憲法は国の未来、理想の姿を語るものだと発言した。安倍さんは法学部出身なのに勉強しなかったらしい。憲法で真っ先に大事なのは、理想を語っている部分よりは、いかに国家を縛るかということだ。彼は自分の無知をおかしいと思っていない。こういう人が首相をつとめているのは、ほんとに害悪だ。

1　安倍政権と日本国憲法

復古調の自民改憲案

そのまさに安倍さんがやりたがっていることが 2012 年の自民党改憲案に多く盛り込まれた。すでに 2005 年に新憲法草案という全面的な改憲案をだしたが、このときは前面に出すのを断念して無難な形だった。このとりまとめをした舛添さんが復古色を削ったのだ。舛添はケチだがリベラルな人なのでどんどん削った。これに対して、12 年の改憲案は復古色が全面的に出た。当時は民主党政権だったので、民主党との差異化を計るために復古色を前面に出した。ただ、このときの安倍さんは自民党内でほとんど影響力がなかった。当時の総裁は谷垣さん。彼のような従来リベラルといわれていた人の下でこういう改憲案がでた。それだけ自民党がだいぶ右寄りに偏ってきたのだ。詳しくは私の著書『憲法を変えて「戦争のボタン」を押しますか？』に書いている。

憲法の平和主義

憲法は 20 世紀の戦争違法化の成果として獲得されたものだ。世界は初の世界戦争である第 1 次世界大戦にすごくショックを受けた。それまでは軍隊同士が戦争をやっていたのが科学技術の発達で兵器が進化し、しかも世界戦争なので多くの一般市民が犠牲になった。そこでこういう悲惨な戦争をもうやめようという意識が高まった。かつての聖戦論・無差別戦争観の中ではどんな戦争も可能だと考えられていたが、第一次世界大戦後に国際連盟規約は侵略戦争の制限を目指そうとした。制限だと不十分なので、28 年の不戦条約は侵略戦争を放棄した。厳密に言うと戦争一般を放棄したが自衛権の行使は認め、自衛戦争は放棄していなかった。この不戦条約制定の背景は、1920 年代のアメリカにおける戦争非合法化運動の成果だ。GHQ のメンバーは、この運動を知っていたので、9 条について大きな抵抗感は無かった。ただ不戦条約は自衛戦争を規制してなかったので日本のように自衛の名の下に侵略戦争をする国が出てきたから、第 2 次世界大戦後の国連憲章では自衛戦争をも制限した。こういう形で着々と戦争違法化を進めてきたなかで、この国連憲章をさらに一歩進めれば、やはり自衛戦争の放棄だ。9 条 1 項で自衛戦争も放棄したと考えれば、憲法 9 条はこのような戦争違法化の最先端に位置付けることができる。戦争の方法をめぐっても規制をしてきた。ジュネーブ諸条約によって、文民・捕虜の保護をするようになる。72 年の生物兵器禁止条約、93 年の化学兵器禁止条約、97 年の地雷撤廃条約、2008 年のクラスター爆弾禁止条約などによって、着々と兵器の規制をしてきている。国連の場では通常兵器の規制の議論もしていて、こうした流れをさらに推し進めると軍隊の規制論もでてくる。これがまさに憲法 9 条 2 項の考え方だ。この点でも 9 条は戦争違法化の最先端に位置づけることができる。

国連憲章と日本国憲法では、武力による威嚇と武力行使について、憲章は「慎まなければならない」が場合によっては使ってもいいとしている。一方、憲法は「永久に放棄する」。すなわち、憲章と憲法は、連続面もあるが、他方で断絶面もある。9 条の方が徹底した平和主義に立つ。実はいま世界に 27 の軍隊の無い国家がある。一般的にはコスタリカが知られているが、コスタリカ以外も多くの軍隊の無い国家がある。安倍政権は戦争法を作って欧米のような憲法で戦争・軍隊を認める「普通の国」を目指すというが、憲法どおりの軍隊のない国家、28 カ国目の軍隊の無い国家を目指すべきだ。戦争違法化の流れからすると、憲法 9 条はその最先端を行くいわば優等国だから、わざわざレベルダウンして「普通の国」になる必要は無い。憲法通りの国になるべきで、それが今問われている。

安倍政権の戦争法の狙い

安倍政権は積極的平和主義を掲げて戦争法制定などを行ってきた。この表現は安倍さんの造語だという人もいるが、そうではなく、日本国際フォーラムという民間シンクタンクが 2009 年に積極的平和主義についての提言を出している。そこでは、憲法は消極的・受動的平和主義であるが、能動的・積極的平和主義を目指すべきだ、非核三原則はもうやめる、武器の輸出をする、そして集団的自衛権行使を全面的に認める、という提案をした。実は安倍さんはこの日本国際フォーラムの参与をつとめていた。当時は衆議院議員や自民党総裁という肩書きではなく内閣総理大臣の肩書だった。ただその後それが批判されると参与を辞めたが当然その影響がある。この提言はインターネットで公開されている。ぜひご覧になっていただきたい。

「戦争する国」に対抗する二つの平和主義

これに対して、消極的平和と積極的平和という議論がある。消極的平和は、何かをしないことによって得られる平和、これはまさに 9 条の戦争・軍隊の無い形で平和を求める考え方になる。一方で、積極的平和は、何かをすることによって得られる平和と考えるとまさに憲法前文の考え方である。憲法前文の第 2 段に、専制と隷従、圧迫と偏狭を除去し、恐怖と欠乏から免かれ、とあるがこれは国内外の社会構造による貧困・飢餓・抑圧・疎外・差別などから構成される構造的暴力という概念になる。憲法前文はこうした構造的暴力を無くそうという観点に立つ。前文がある意味でラディカルなのは、いわゆる平和的生存権の権利主体を日本国民にしていない点だ。つまり、日本国民さえ戦争と貧困の無い状態で暮らせばいいという一国平和主義ではない。いま国連もテロの背景には世界の貧困問題があると言っているように、やはりテロを解決するには、世界の貧困問題の解消が先決だ。全世界の国民に戦争と貧困の無い状態を保障しなければならない。9 条に従いアメリカの戦争に加担しないことと、前文の観点からテロの温床になっている世界の貧困問題を無くすことを日本政府はやらなければいけない。しかし、この前文の部分は自民党の改憲案では全部削除されている。

さらにひどいのは、昨年 12 月の国連総会で平和への権利宣言が採択されたが、なんと憲法に反して日本政府は反対した。理由はアメリカが反対しているから。アメリカは平和・安全保障問題は安保理で扱うもので人権理事会や国連総会でこういう決議をするのには反対だという立場であり、これに日本政府も追随した。憲法前文で平和的生存権をうたっているのに、外務省はただ自民党の改憲案を先取りした行動をやっている。やはり、私たちは憲法の観点から、国連の場での外務省・日本政府の対応を批判しなければいけないし、安倍政権の逆行を転換していかなければいけない。

2　戦争法案反対運動の成果と課題

運動の土台を作った総がかり行動

私たちは安倍政権の圧力に対抗するために、総がかり行動を基盤に運動を展開し、野党共闘を強め、選挙で勝つことを目指した。ただ、マスコミは総がかりについてあまり詳しく報道していない。総がかり行動とは、戦争をさせない 1000 人委員会、解釈で憲法 9 条を壊すな！実行委員会、戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター、この 3 団体が 2014 年 12 月に結成したものだ。1000 人委員会は 2014 年 3 月に誕生し、旧総評系の労組を中心に構成されている平和フォーラムが中心になって作った。解釈で憲法 9 条を壊すな！実行委員会は、毎年 5 月 3 日、東京の日比谷公会堂で憲法集会をやっている市民団体が中心になって作った組織だ。そしていわゆる憲法共同センターは全労連や共産党などから構成される団体で構成されている。私自身は 1000 人委員会、平和フォーラムに誘われて、事務局長代行の任についた。そのなかで私がやったことは、憲法共同センターとも一緒に闘うということを皆に言ってきた。当初は平和フォーラムの側も慎重だったが、やはり市民が共闘を求めているし、安倍政権に対抗するにはバラバラでは無理だという認識に達した。そこでまず 2014 年 6 月から 7 月にかけて、1000 人委員会と 9 条壊すな実行委員会が国会周辺で統一行動を取り始めた。この統一行動に 14 年の 9 月、11 月に憲法共同センターが連帯して参加した。その積み重ねの後、いよいよ 14 年 12 月に総がかり行動が結成された。

総がかり行動の取り組みの成果と課題

残念ながら、80 年代は連合と全労連という形で労働運動が分裂していき、その中で平和運動も分裂していった。これがまた一緒に平和運動をやることになったという大きな成果がまずある。その結果、東京の中央の 5 月 3 日の憲法集会は、従来別々でやっていた日比谷公会堂での集会と平和フォーラムの集会が統一集会として実現する。そこに民主党、共産党、社民党、生活の党の国会議員が参加した。ただ残念ながら、15 年 5 月 3 日、国会議員の挨拶の後、みんなで手をつなぐことになったときに、共産党の志位さんが民主党の長妻さんに手を差し伸べたのに、長妻さんは手をつながなかった。ただ躊躇しただけかもしれない。また 2015 年 5 月民主党の枝野幹事長と法律家団体で意見交換の機会があったときに、私から枝野さんに毎週木曜日に議員会館前で総がかり行動を始めたので民主党の国会議員に出てきてほしいと要請したところ、枝野さんは私に対して、あれはうるさくて迷惑だと言った。あるいは民主党の前原さんが、共産党のことをシロアリと表現した。しかしその後、長妻さんも枝野さんも前原さんも共産党の国会議員と集会で一緒になれば手をつなぐようになり、国会前の活動にも参加するのが当たり前になった。

やはり下からの共闘の取り組みが民主党の国会議員や党を動かしたのだ。こういう中で、どの集会に出ればいいか迷ってしまう従来組織に属してない人々が統一集会なら参加しやすいと参加するようになってきた。総がかり行動は、60 年安保闘争を牽引した安保阻止国民会議に匹敵するものだった。ただ 60 年の組合組織率は32.2%だったのに対して2015年には17.5%。昨年は 17.3%まで下がった。労働組合だけでは十分な平和運動を展開できない。それを補うのが組合に組織されていない労働者や市民であり、総がかり行動によって彼らが結集することができた。ただ未達成な課題も今後の問題も残っている。

総がかり行動ができ、継続して運動を展開し、民主党も共産党も社民党も生活の党も一緒に運動をやる中でどんどん市民の間に運動が広がり、市民連合が結成され、彼らが中心になって野党共闘が実現していく。この総がかり行動と市民連合の結成が野党共闘を促し野党間の話し合いが進み、そして選挙前に政策の調整が行われた。そのなかで昨年の参議院選挙が行われた。

3　参議院選挙の成果と課題

参院選では 32 総ての一人区で野党の統一候補が実現した。当初は、運動をしている側もまさか全部で統一できるとは思っていなかった。そして 11 議席を獲得した。あるいは１人区での野党共闘で野党 4 党の比例の得票数を上回る選挙区が 28 あった。明らかにこれは１足す１が２ではなく、3 や 4 になっていくという成果だった。ただまだかなり地域差があり、野党４党の比例の得票数を上回ってもそれ以上に自民党などがとっているところでは負けた。その意味ではこれをひとつの参考に今後の野党共闘を追求していく必要がある。

そして、北海道と東北では特に野党が健闘し、福島、沖縄では現職大臣も落選した。やはり野党共闘による明らかな成果があった。ただ課題としては、結果的には改憲勢力が参議院で 3 分の 2 を越えた。参議院選挙の投票率は 54.7%、もっと投票率を高めていかなければいけない。1 人区で野党統一候補に投票した無党派層は 56%にとどまった。昨年の衆議院北海道 5 区補欠選挙では、無党派層は池田まきさんに７割の人が入れた。その意味では参議院選挙ではまだまだ十分無党派層に浸透していなかったし、やはりかぎはいかに無党派層をひきつけ無党派層に支持を広げることだ。昨年の参議院選挙 1 人区は 32 だったが、衆議院は現状では 295 ある。やはり 32 と 295 では数が全然違う。調整は大変になる。運動団体の人に聞くと、少し総選挙が遠のいて野党の候補者の調整が十分進んでいない。一方で、選挙区単位に各地の市民連合が結成され、野党の共闘を求める動きがでてきている。その意味ではこの広島はじめ全国の小選挙区で野党と市民が一緒になって候補者の調整が必要だ。世論調査では調査するマスコミによって差があるが、自民党の政党支持率は 30~40% ある。これに対して、野党第１党の民主党 10%前後、最近は一桁の数字も出てきている。その意味では、単純に野党を足しただけでは自民党に敵わない。いかに無党派層に支持を広げるのかが課題だ。まして野党バラバラでは自民党に勝てるわけが無い。野党が統一し無党派層をひきつけて安倍政権に対抗する取り組みを地域で展開してほしい。

19 紙の参議院選挙の有権者に対するアンケートの結果、参議院選挙の投票率が 54.7%だったのに対して、新聞を読んでいる人の投票率はなんと 86.1%だった。60 台以上が最も高くて 92.3%、最低の 18～29 歳の人たちでも 79.8%の人が選挙に行った。ほんとに今の学生は新聞を読まない。昔と比べて新聞購読料は高くなり、ネットで簡単に新聞の情報が得られる。ただやはりネット情報は情報量が少なく、詳しく知るには新聞情報がいいので、私は授業では新聞記事を多用し学生に新聞を読むように言っている。ぜひ皆さんも、ご家族、職場あるいは学校で新聞を読んでと呼びかけてほしい。新聞を読めばやはり社会に関心を持つ人たちが昨年の選挙でも多く行っったが、そういう人たちが選挙に行けばもっと選挙結果が変わるのではないか。

運動の課題

地方の方々には中央の総がかりについて十分情報が伝わっていないようだが、やはり当事者からすると、ほんとに大変だったしそう簡単ではなかった。今まで対立していたので共闘には抵抗があった。しかしそれでは安倍政権に勝てるわけがないと運動の中心の人たちが説得を積み重ねてきた。しかしとにかく安倍政権打倒の１点で共闘しようという努力の積み重ねで総がかり行動が実現した。地方ではバラバラでかなりの差がある。この広島では、5 月 3 日の統一集会が昨年に続いて今年は 2 回目だ。今度は広島の各地域で、統一集会・総がかり・野党共闘を進める取り組みをしていただきたい。市民連合ができていないところでは、地域で選挙区単位に市民連合を結成する、政党間の話し合いが十分できてないところでは、市民が間に入って話をする。総選挙は遠のいたといわれているが、何があるか分からず、早め早めの取り組みが必要だ。皆さんがそのような野党の接着剤の役を果たして運動を進めていただきたい。

個人の課題

個人が自己満足で終わってほしくないので、学習会や講演会やこのような集会には一人で来ないでいただきたい。一人で来ると、自分は勉強になった、何かやっている、という自己満足で終わってしまう。運動を広げるという観点からは、家族や友達を誘って参加し、一人がもう一人を誘えば、単純計算で参加者は倍になる。ぜひ今後、集会にはもう一人誘って参加していただきたい。

若者への働きかけについて。私は学生時代自分でいろいろな集会や学習会に行った。80年代は学生の参加は珍しかったので、

集会などの後の懇親会に主催者が誘ってくれ、参加すると普段大学では出会うことのないいろいろな方と酒を飲みながら話をすることができた。それに学生さんはお金がないからただでいいよといわれた。勉強になるだけではなく、ただで飲み食いできる、大変よかった。大学教員になってからは、ゼミ生などを自分の講演会や集会などに誘っていくようになった。

たとえば懇親会の後で、もうこういうところに来たくないという学生がいる。なぜかというと、懇親会は人数も少ないし年齢層が高い先輩方は若い人を見るといろいろ話しかけて「これ知っているの」ときき、「知りません」というと、「こんなことも知らないの」といろいろ教える。歳とって耳が遠く声が大きい人が大きな声で一方的にしゃべられると若い人は怖い。人生の先輩方はこれまでの長い人生の中で、いろいろ経験・知識を積んでいるが質問もされないのに教え込むという態度はやめてほしい。若者に対しては、金は出しても口は出さないという精神で接して欲しい。

いろいろな講演会などで若者をどうやって集めたらいいかと聞かれる。地域の九条の会では、講演をする私が一番若いということがある。そういう団体は時間がたてば自然消滅してしまうので、やはりどんどん若い人を入れていかなければ組織の維持・発展はできない。残念ながらいま街頭でチラシを見て参加するという若者は大変少ない。やはり確実なのは直接知っている家族や知り合いの若者を誘うことだ。そうした地道な努力をしていただきたい。

自己規制・萎縮・忖度しないという点も個人の課題だ。安倍1 強体制の下で益々政権側の表現規制が強まっている。マスコミへの介入もあり、沖縄の山城博治さんの不当逮捕、あるいは今国会で議論されている共謀罪法案、それ以前に秘密保護法も制定された。民主主義の土台は自由な言論活動なのに、情報を出さない、表現するものを弾圧するといったことが行われれば、当然それを見る国民もものを言いづらい状態になる。その意味で秘密保護法は廃止しなければいけないし、共謀罪法案は絶対に通過させてはいけない。さらに大事なのは、もともと日本社会には聞きたくないタブーや、自己規制・萎縮・忖度の傾向がある。これをまず避けよう。

個人的な話だが、数年前に私が学外で安倍政権批判しているというので、日体大の広報課職員から「理事長が理事長ですから、少し政府批判を控えたほうがいいのではないでしょうか」といわれた。理事長というのは、松浪健四郎さん。元自民党の国会議員の松浪さんだからと職員が忖度したのかもしれない。いま学外から清水の言動なんとかならないのかということを松浪理事長に言ってくる人がいるらしい。それに対して、私は懐の深い人間だし大学教員にも表現の自由があると言って突っぱねているということを昨年松浪さんが教えてくれた。実際に私は松浪さんから、直接的・間接的に何か言われたことはない。松浪理事長は元専修大学の教員だったし、政府が反対するのに朝鮮に学生を連れて朝鮮とのスポーツ交流をしてきた方なので、リベラルなのだ。実際、昨年の 12 月に大学で松浪理事長に挨拶する機会があったが、理事長は私の体をトントンとたたきながら、「まったく問題ないから、がんばって」と言われた。広報課の職員は忖度すらなっていない。

いまあちこちで忖度する人が多い。自己規制・萎縮する人もいる。でも私たちがそうなってしまったら負けだ。やはり私たちは言うべきことをしっかりと言おう。私たちが言わなければ政権批判ができない。安倍1強体制が続いてしまう。

憲法 21 条でも私たちの表現の自由は保障されている。自民党のような政権では表現の自由が規制されるかもしれないが、まだ憲法がある。私たちは日本国憲法に守られている。しかし、残念ながらまだまだ憲法の理念が十分実現できていない。21 条があるのに、こういう空気が蔓延している。28 条で労働基本権が保障されているのに、労働組合の組織率が 17.3%まで落ちてしまっている。いろんな部分で権利・自由が憲法で保障されているのに、国民がまだ使い切ってない面がある。その意味で私たちは改めて憲法をもう一度読み直し、憲法に書いてあることを実践していく、そして今の安倍政権の反憲法的な行動に対してノーを言う必要がある。市民・労働運動だけでなくみんな一緒になって政党と結びついて安倍政権と対抗しなければならない。

おわりに

大学教員の場合全面的な教授・教育の自由が保障されているので、日の丸・君が代が大好きな体育大生に、いかに日の丸・君が代が問題かという私の考え方で授業をやっている。それに対して学内から何か言われたことはない。当然、大学の授業だけではなくて、学外でも憲法研究者として言うべきことを言っていく。それが憲法理念の実現だし、それに立ちはだかって逆行させようとしている安倍政権を倒さなければいけない。大学教員として、憲法を教える者として、そして様々な運動にかかわる者として、これからも私は発言していく。ぜひ皆さんも発言し、運動を大きく展開し、安倍政権をともに倒そう。

5.3 憲法集会「アベ政治を許さない」プラスターを掲げる参加者

8.6 新聞意見広告 呼びかけ人からのメッセージ

国会中継を見て「共謀罪」についての質問に答えられない大臣たちにあきれました。絶対にとめたいです。できる時に、できるところから、できるだけ、やり続けたい。
加川恵子（パート労働者）

次々と憲法を強行する安倍政権を市民の力で退陣へと追い込みましょう。そうすることで、大きく未来が開けます。
村田民雄（市民運動交流センターふくやま代表）

日本国憲法前文と第九条を高らかに謳いあげている現行憲法を守り抜きましょう。
山今彰

赤とんぼは今年も飛びます。「8・15大分県新聞意見広告」とも頑張りましょう。
赤とんぼの会（宮崎優子）

アベにも負けず、トランプにも負けず、平和憲法を守り、核なき世界をめざすそんな人間に私はなりたい。
九条の会・牛田（澤野重男）

日本国憲法70周年の今年、アベ退陣のためにがんばりましょう。
山内敏弘（憲法研究者）

「STOP！安倍政権」は今一番重要。微力ですが日本の北の端っこでがんばります。
山口たか（市民自治を創る会代表）

共謀罪新設の目的は、戦争に反対する個人・団体を監視・弾圧するためです。廃案を求めます。
脇義重（戦争を廃止する会代表）

2017年憲法を壊す「節目の年」にさせないように力を合わせましょう。
（市民意見広告運動）

「生命と健康を守る」ことを社会的使命とする医師・医学者として、憲法25条による生存権としての社会保障の充実を求めるとともに、あらゆる戦争につながる一切の働き、とりわけ憲法9条「改正」の動きに反対します。
（ひろしま医療人・九条の会）

5.3憲法広島集会

二階堂和美さんが歌う「一本の鉛筆」

一本の鉛筆があれば
　私はあなたへの愛を書く
一本の鉛筆があれば
　戦争はいやだと私は書く
一本の鉛筆があれば
　八月六日の朝と書く
一本の鉛筆があれば
　人間のいのちと　私は書く

5.3 憲法９条を守る？　変える？　シール投票

９条を守る　472 人、
　　変える　　35 人
分からない　　63 人
（投票総数　　570 人）

今年も 80%を越える人々が「9 条を変えないで」と思っていることが分かりました。やっぱり 9 条は市民に理解され定着していますね。

沢田　正さんの写真より

◆ピースリンク叢書 16 号を発行

「変わる自衛隊とアジア最大の米軍岩国航空基地 許すな戦争をになう広島・呉・岩国」

原爆ドームからわずか 30 ～ 40Km の中に米海兵隊岩国航空飛行場、米陸軍弾薬庫、海上自衛隊呉基地、陸上自衛隊海田駐屯地とそれらに付随する通信施設など実に多くの平和都市とは相容れない軍事施設がひしめき合っています。

社会全体の大きな流れとして右傾化が進んでいますが、今年 2017 年は大きな意味を持つ年になるかもしれません。圧倒的な数の力を背景に自公政権は「戦争のできる国」作りの歩みを着々と進め、自衛隊の在り方も大きく変わろうとしています。海外派兵が当たり前のように行われ、そのための総合基地と化した呉、米国の軍事戦略の中心をアジアに向ける中で際立って重要視されている岩国、まさにヒロシマの基地群は戦争に最も近い基地となりつつあります。

一人でも多くの人たちにこのことを伝え、広め、運動化していかなければならないという思いを込めて、「ピースリンク叢書 16 号」を３月に発行しました。是非とも多くの人たちに読んでいただきたいと思います。どうぞご連絡ください。

▼**申込み**：090-3373-5083（新田） 090-9736-8895（西岡） peace-link@hotmail.co.jp
カンパ：1000 円、振替口座 **01370-5-29795** ピースリンク広島 呉 岩国

活動報告 （第九条の会ヒロシマほか ネットワーク、実行委員会含む）

共謀罪廃案

4 月 8 日（土） 共謀罪法案反対ヒロシマ行動 14 時～原爆ドーム前集会 14 時半～デモ ストップ！戦争法ヒロシマ実行委員会
15 日（土） チェルノブイリ事故から 31 年ウクライナ・福島の現状から…中筋純さん講演会 上関ネット
18 日（火） 上関原発止めよう！広島ネットワーク中電本社前行動 12 時～
19 日（木） 19 日の行動 17：30 ～ 広島本通り電停前 ストップ！戦争法広島実行委員会
19 日の行動 17：30 ～ JR 三原駅前周辺 戦争させない三原市民行動
22 日（土） 憲法と教育―教科書問題 河上暁弘講演 13:30 ～ 教科書ネット
26 日（水） チェルノブイリ原発事故から 31 年中電前キャンドル行動 18 時～ 上関ネット
27 日（木） 第九条の会ヒロシマ世話人会 14：00 ～ 広島国際会議場１Ｆミーティングルーム
上映会「不思議なクニの憲法」１回目 13：30 ～ ２回目 18：30 ～ 同実行委員会
28 日（金） 沖縄「主権回復の日」を問うヒロシマ集会 辺野古、高江、伊江島トラシアングル 真喜志好一さん 沖縄辺野古実
29 日（土） 「スマホの真実」上映と監督の話 まちプラ５階 講師：中井信介さん グローバリゼーションを問う広島ネットワーク
30 日（日） 映画「美ら海を未来へ」上映と中井信介監督のお話 14：00 ～ まちプラ５階
共謀罪賛成？ 反対？ シール投票 12 時～ 元安橋（ストップ！戦争法有志）
5 月 3 日（水） 憲法９条を守る？ 変える？ 市民シール投票 10：30 ～ 原爆ドーム前
憲法講演会 講師：纐纈厚さん 13：30 ～ 福山市市民参画センター
憲法ヒロシマ集会 13：30 ～ ハノーバー庭園
5 日（金） 岩国基地開放デーチラシ配布 10：00 ～ 岩国基地表ゲート前
7 日（日） 共謀罪賛成・反対シール投票 九条の会・はつかいち 宮島桟橋
9 日（火） 呉 教科書採択による公金返還請求裁判 第４回口頭弁論 広島地裁
10 日（水） 日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣 本通り前
14 日（日） 共謀罪と治安維持法」講演会 山田延廣弁護士 三次まちづくりセンター
ストップ！共謀罪 呉地域総がかり集会
「共謀罪」必ず廃案に 佐伯区市民集会
「共謀罪」を考える市民の集い 東広島市
17 日（水） 上関原発止めよう！広島ネットワーク 中電本社前行動
共謀罪衆議院委員会強行採決抗議街宣 本通り電停前 ストップ戦争法実
18 日（木） 第九条の会ヒロシマ世話人会③ 14 時～ 国際会議場３Ｆ研修室
共謀罪衆議院本会議強行採決抗議街宣 本通り電停前 ストップ戦争法実
19 日（金） 19 日行動 テーマ「共謀罪廃案」広島本通り電停前 ストップ！戦争法広島実行委員会
21 日（日） 李容洙（イ・ヨンス）ハルモニ証言集会 広島弁護士会館 3F ホール 慰安婦ネット
23 日（火） 共謀罪衆議院本会議強行採決抗議街宣 本通り電停前 17：30 ～ ストップ戦争法実
25 日（木） ピースリンク広島 呉 岩国 共謀法廃案街宣 17：45 ～ 呉駅前
27 日（土） 第１回核兵器禁止条約のためのヒロシマ緊急共同行動 川﨑哲講演 14 時～ 大手町ビル
戦争法廃止 尾道総がかり実行委 憲法集会＆デモ 尾道市公会堂（旧別館）14 時
いま広島平和研で何が起きているか？ 東区民文化センター 被ばくの歴史・平和学市民コンソーシアム
31 日（水） 安保違憲訴訟広島裁判 ２次提訴第１回口頭弁論 10 時～ 広島地裁
6 月 3 日（土） アベ政治を許さない３の日行動 共謀罪廃案街宣 12：30 ～ 広島本通電停前
4 日（日） 私の心を探るな！ 共謀罪に反対する市民集会（広島弁護士会主催）＆デモ（ストップ！戦争法広島実行委員会）
7 日（水） 日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣 12 時～ 本通り前

写真提供 戸村良人さん

写真提供 浅川泰生さん

お知らせ

◆原爆ドーム・キャンドル・メッセージの集い
国連に、世界に届けようヒロシマの声　今こそ核兵器禁止条約を！
BAN NUKES NOW!　2017
6月15日(木)19：30～20：30　広島原爆ドーム横
主催：核兵器禁止条約のためのヒロシマ共同行動実行委員会
連絡先：090-9064-4705(森瀧)

◆「6・23 沖縄慰霊の日」を前に、沖縄戦の教訓を確認し、今何をするべきかを考えるつどい
6月18日(日)14時～16時　　広島 YMCA
映画上映：「美ら海を未来へ
～辺野古・高江、新基地建設反対によせる思い～」
追悼：三線演奏、意見交換等　参加費：1,000円
主催：広島・沖縄をむすぶつどい
共催：沖縄辺野古に新基地をつくらせない広島実行委員会
連絡先：090-6432-5054(多賀)

◆中国電力株主総会株主提案　&　中国電力本店前行動
6月28日(水)9時～　中国電力本店前
共催：上関原発止めよう！広島ネットワーク
脱原発へ！中国電力株主行動の会
連絡先：082-922-4850(木原)

◆毎月の中国電力本社前行動
6月21日(水)、7月19日(水)、8月23日(水)
12時～13時　中国電力本社前
チラシ配布、プラカード、横断幕などでアピール
主催：上関原発止めよう！広島ネットワーク
連絡先：090－6835－8391(渡田)

◆教科書ネット・ひろしま学習会
6月30日(金)　18：30～20：30　ゆいぽーと研修室2
内容：「特別の教科　道徳」はどんな教科書なのか？
講師：山川　滋(教科書ネット・ひろしま事務局)
主催：教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま
資料代　700円　　連絡先：082-229-0889(石原)

◆「閉ざされた記憶―ノーモア南京展」
期間：**7.15**(土)9：30　開幕式　旧日本銀行広島支店前
7.15(土)～22日(土)10：00～19：00(23日～12：00)
会場：旧日本銀行広島支店　　入場：無料

◆特別シンポジウム　　広島・南京をむすぶ平和友好のつどい
7月16日(日)13：30～17：00　広島市民交流プラザ5階
第1部：音楽　三線、岡山ピースアクト　　参加費：1000円
第2部；シンポジウム　戦争の記憶を継承しよう
呉先斌(南京民間抗日博物館館長)　南京大虐殺幸存者 or 二世
藤本安馬(元大久野島毒ガス工)　角田拓(広島原爆被爆二世)
主催：「閉ざされた記憶―ノーモア南京展」呼びかけ人会
連絡先：082-264-0751(広島平和教育研究所)

◆言論萎縮をぶっとばせ―バッシングから見えてきたこと
8月19日(土)13：30～16：00　広島弁護士会館2階大会議室
講師：植村隆(元朝日新聞記者、元北星学園大学非常勤講師、
現韓国のカトリック大学校招聘教授)
共催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
日本ジャーナリスト会議広島支部　　広島マスコミ九条の会
資料代：500円　　連絡先：090-3632-1410(土井)

◆8・6 ヒロシマ平和へのつどい 2017
憲法破壊と腐敗の政治
＝安倍政権を根っこから打倒しよう！

8月5日(土)午後5時～7時半
広島市まちづくり交流プラザ北棟5階研修室
記念講演：武藤一羊さん(社会運動家、政治評論家)
発言：長崎・岩国から　ほか
主催：8.6 ヒロシマ平和へのつどい 2017 実行委(代表／田中利幸)
連絡先：090-4740-4608(久野)
賛同金一口 1,000円　参加費 1,000円
郵便振替：**01320－6－7576**　「8・6つどい」
▼関連企画
8月6日(土)
7：00～「8.6新聞意見広告」「市民による平和宣言」配布(原爆ドーム前)
7：45～グラウンド・ゼロのつどい(原爆ドーム前)
8：15～追悼のダイ・イン(原爆ドーム前)
8：30～「広島デモ　原発も核兵器もない世界を」(～中電本社)
9：30～10：30 中国電力本社前・脱原発座り込み行動
▼フィールドワーク(詳細は別紙)
8月5日(金)12：30～17：00 米軍岩国基地 / 錦帯橋バスツアー
13：00～16：30 原民喜の「夏の花」を歩く
8月6日(土)12：00～16：30 ヒロシマ・スタディ・ツアー 2017
「広島湾の戦争遺跡と軍事施設を巡る」

◆第6回広島県西部住民の会学習会シリーズ
岩国基地増強が及ぼす世界遺産宮島そしてヒロシマへの影響
6月24日(土)　14:00～16:30　　串戸4丁目集会所
(JR宮内串戸前方広島県信用組合の角を曲がる。ハローワーク隣)
講師：山本浩司さん(中国新聞編集委員)　　参加費：500円

◆第7回広島県西部住民の会学習会シリーズ
安心安全を求めて～米軍機移転反対
7月1日(土)　14:00－16:30　廿日市商工保健会館4階
講師：第1部　講演　山下三郎さん(前廿日市市長)
第2部　対談　山下三郎さん＆井原勝介さん(前岩国市長)
主催：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県西部住民の会
参加費：800円　　連絡先：0829－31－3356(事務局)

◆みんなで考えよう　米軍機の低空飛行訓練
「子どもたちに静かなふるさとを残すために」
～いらない！　爆音をまき散らす米軍機～
7月15日(土)　14:30～16:30　芸北文化ホール(多目的ホール)
参加費：500円　　(北広島町川小田75－54　芸北支所隣)
講師：金子豊貴男さん(第四次厚木基地爆音訴訟団団長)
主催：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県西部住民の会
連絡先：0829－31－3356(事務局)

◆日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネット 水曜街頭行動
7月5日、8月2日、9月6日（水）本通り電停前青山側
内容：チラシ配布 ・リレートーク・署名
連絡先：090-3632-1410（土井）

時々でも OK
少しの時間でも OK

事務局から

2017年度会費・8.6新聞意見広告賛同をお願いします(._.)

・2017年度の会費・カンパを送ってくださった皆さま、ありがとうございました。でもまだ目標の三分の一？　5.3 に9.条3項改憲案画出された今年、どうぞ応援してください。
・封筒のタックシールに皆さまの入金状況を記載しております。気をつけておりますが、ご覧になって間違いがありましたら、遠慮なくご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

後記

・共謀罪街宣苦戦中。秘密保護法のような盛り上がりはない。関係ないと政治に無関心な人が多い。でも6月4日のデモはさすがに変わった。と
・9条3項加憲は広島県9条の会ネットワークでもっと問題化したい。学習会や行動を積み重ねよう。 それが九条の会の今後の活動に。石
・中電は上関原発予定地の追加調査を行うと発表した、何で今？　社員が3.11後の今も祝島に毎月来るようだ。こんな行為が推進と反対とをより分断させないか。これ以上祝島の人々を苦しめないでほしい。　フ
・今年はスーパー猛暑だとか。活動も大事だけど、ご自愛くださいね。おた